

福祉と環境 の統合をめ ざして!

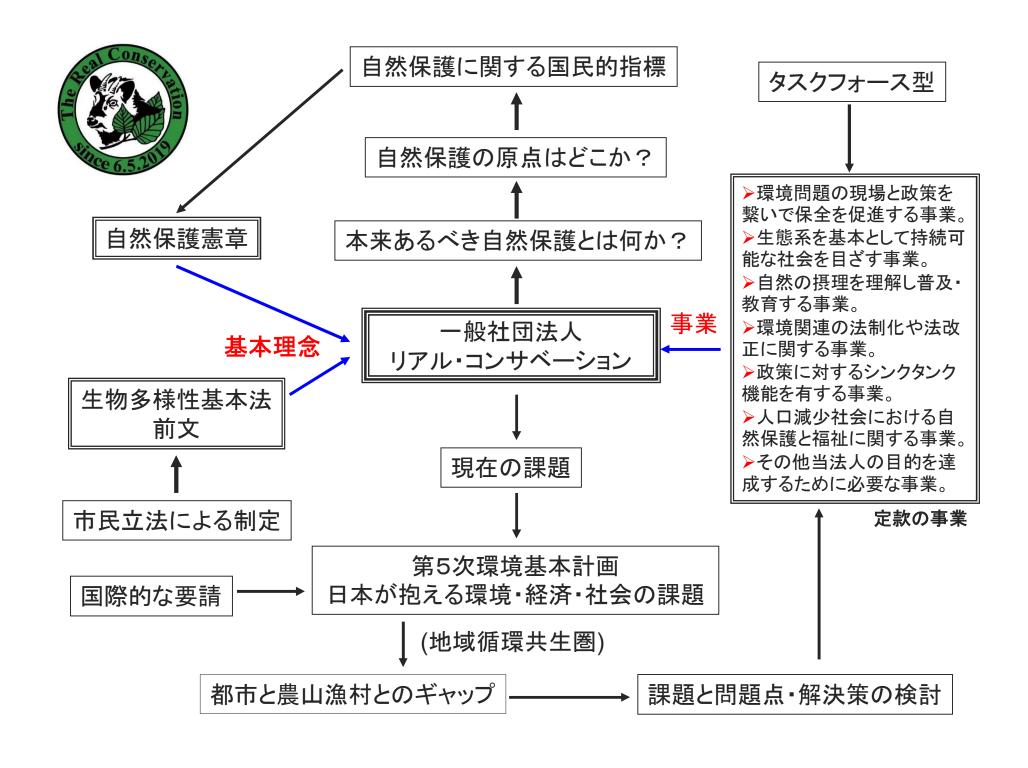
> プレゼンター 草刈秀紀



## もくじ



- > スーパーイヤーとは?
- > 持続可能な開発の概念誕生
- ▶ 世界保全戦略から読み解く福祉
- ➤ SDGsと福祉
- ▶ 地域循環共生圏に見る福祉
- ➤ これからの生物多様性とSDGs
- ➤ 福祉と環境
- ▶ 国交省小さな拠点づくり
- ➤ 福祉と環境の統合の時代へ
- ▶ ″ 企業の動き
- ▶ ″ 2022年問題
- ▶ ∥ 農福連携
- ▶ ″ 自然と福祉の連携
- > まとめ



## 一般社団法人 リアル・コンサベーション

- ✓ニホンカモシカ(学生運動、 岐阜・長野・滋賀)
- ✓特別天然記念物
- ✓人と野生動物との軋轢
- √保護管理(ワイルドライフマネージメント)
- ✓カモシカ保護区(3庁合意、 種指定→地域指定、15ヶ所[未 指定:四国山地・九州山地]、 MAB)

✓ブナの葉:日本の自然を表 環 目的:自然保護憲章制定国民会議によって制定された自然保護憲章(昭和49年6月5日)および生物多様性基本法(平成20年6月6日法律第58号)制定文を基本理念とし、生態系で考える自然と共生する社会の形成やその他の自然・環境・保全に貢献し、人々が健康で幸福に暮らすことができる自然や環境を維持・向上させることに寄与することを目的とする。



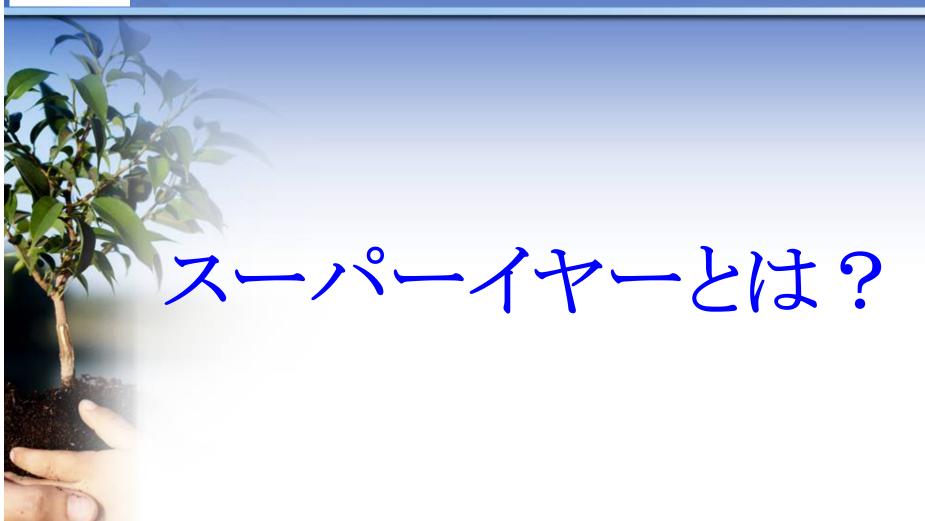
#### 7つの事業

- 1. 環境問題の現場と政策を繋いて保全を促進する事業。
- 2. 生態系を基本として持続可能な社会を目ざす事業。
- 3. 自然の摂理を理解し普及・教育する事業。
- 4. 環境関連の法制化や法改正に 関する事業。
- 5. 政策に対するシンクタンク機能 を有する事業。
- 6. 人口減少社会における自然保 護と福祉に関する事業。
- 7. その他当法人の目的を達成するために必要な事業。



設立年月日:自然保護憲章制定の日(1974)であり、環境の日が6月5日。1993年の環境基本法に基づき制定された記念日。環境保全に関する国民の関心と理解を深め、環境保全活動への積極的参加を促すことを目的とする。日付は1972年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」の開始日(世界環境デー)にちなむ。(出典:大辞泉プラス)







## 2020年:地球環境問題の節目の年

## ★国連75周年

#### 2020年が達成年

SDGs:陸域·海域達成年

目標14:海の豊かさを守ろう

目標15:陸の豊かさを守ろう

#### 生物多様性条約

愛知目標達成年

→ポスト2020年目標

国連生物多様性の10年(最終年)

化学物質2020年目標達成年(SAICM)

http://www.env.go.jp/chemi/saicm/

2020年から動き出すパリ協定

★3月9日~10日、東京:World ocean summit in Tokyo

https://www.woi.economist.com/world-ocean-summit/

★6月11日~19日

第7回世界自然保護会議(WCC7):マルセイユ〜海の環境と多様性がテーマ(https://www.iucncongress2020.org/)

★9月:国連総会を機に生物多様性サミット@UN(

http://un2020.org/timeline/timeline-cbd/)

★10月:生物多様性条約第15回締約国会議(CBD-COP15)@中国昆明 〜ポスト愛知ターゲット(ttps://www.cbd.int/conferences/post2020)

★Decade for Deserts and the Fight Against Desertification 2010~2020の最終年 https://www.unccd.int/actions/united-nations-decade-deserts-2010-2020-and-fight-against-desertification

**★**United Nations Decade of Ocean Science for Sustainable Development (2021~)

https://en.unesco.org/ocean-decade

#### 2021年、環境行政50周年

1971年7月1日(昭和46年)環境庁発足。内閣公害対策本部(総理府公害対策室を含む)、厚生省(大臣官房国立公園部、環境衛生局公害部)、通商産業省(公害保安局公害部)、経済企画庁(国民生活局の一部)、林野庁(指導部造林保護課の一部)などの環境関係部署が統合した。







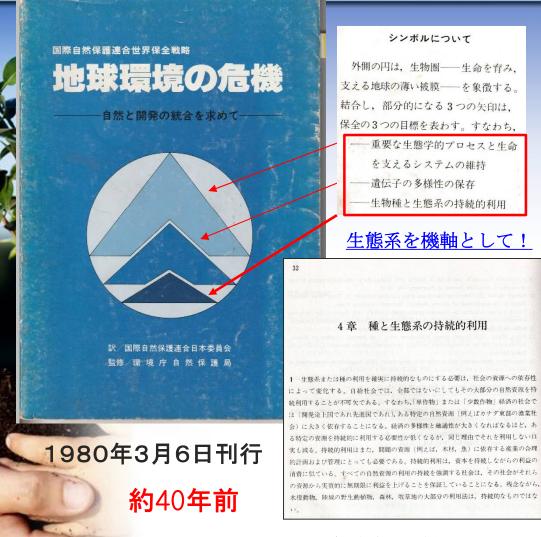
## 世界環境保全戦略

1980年に、IUCN、WWF、UNEP(国連環境計画)と 共に「世界環境保全戦略」を発表(持続可能な開発の 理念を提唱)





## 持続可能な開発



#### 刊行にあたって

1980年3月6日、国際自然保護連合(IUCN)は、世界保全戦略(World Conservation Strategy)を世界一斉に発表し、地球の自然資源を保全するための行動を呼びかけた。これを受け、各国は法律、計画、教育、国際協力などの分野で具体的な行動を始め、あるいはこれを強化する努力を開始した。

世界保全戦略は、IUCNが国連環境計画(UNEP)の委託を受け、世界野生生物基金(WWF)の協力を得て作成したものである。UNEPは、1972年にストックホルムで開かれた人間環境会議において設置することが勧告された人間環境の保護と改善のための国際協力を推進する機構であるが、その活動の一環として、世界の自然資源の保全に関する具体的な戦略を作成することを、全地球的な自然環境の保護、自然資源の保全、野生動物の保護の分野で積極的な活動を行っている IUCN に委託した。IUCN はこれに応え、WWFの援助と協力のもとに長年にわたって検討を行い、1978年の総会に草案を提出し、討議を経て1979年に最終案をとりまとめた。世界保全戦略は、内容的には人間環境会議で採択された勧告の第II分野(天然資源管理の環境的側面)の理論的な展開ともいうべきものであるが、その基本的な視点は、現在のみならず将来の世代のためにもいかにして自然資源の持続的な利用を図っていくべきか、ということにある。

ここで本書に使われている用語について説明しておきたい。本書には随所に「自然資源」という言葉が使われているが、これは原文では living resources であり、人間の生存と活動を支え、それゆえに保全されなければならない野生動植物およびこれらを含む自然の生態系・生態学的プロセスを意味する。類似の用語として天然資源 natural resources があるが、これは通常、土地・鉱物・森林など天然に存在する物で、生産活動に利用される対象というニュアンスが強いのに対し、自然資源は単に人間活動にとっての有用物というだけでなく、再生可能であり、また保全の努力が必要なものである。また、living resourcesを「生物資源」としなかったのは、それが単に生物を意味するだけでなく、生物をも構成要素とする生態系を広く含んでいるからである。次に、「保全」conservationの概念についても明らかにしておきたい。IUCNは、「保全」は未来の人間にとって必要なものを満たしながら現在の人間に最大の恩恵をもたらすように生物圏を適切に利用管理することである、としている。そして保全は開発と同様に人間のためのも

自給社会では、全部ではないにしてもその大部分の自然資源を持続利用することが不可欠である。

<中略>

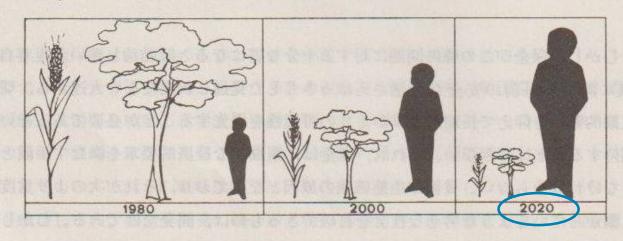
**すべての自然資源の利用の持続を強調する社会**は、その社会がそれらの資源から実質的に無期限に利益を上げることを保証していることになる。





#### なぜ世界保全戦略が必要か

現在、次の理由で地球の自然資源保全に関する世界計画が必要になっている。



1. 人間の生存と持続する開発に不可欠な自然資源の破壊および枯渇が、徐々に進みつつある。同時にそれらの資源に対する人間の需要が、急速に増加しつつある。この問題を上図に示す。もしも土地の破壊が現在の速度で続くと、次の20年間に世界中の耕作に適する土地(穀物の生育で象徴される)の1/3近くが破壊されよう。同様、今世紀末までに(現在の森林開拓速度で)、伐採されていない生産性の高い熱帯林の残有面積が半減しよう。この期間に世界人口は約1.5倍、即ち40億人強から60億人弱に増加するものと思われる。そして比較的資源要求量の低い人達の人口の増加で生じる窮状が、先進国の異常に高い消費率のために更に悪化させられる。

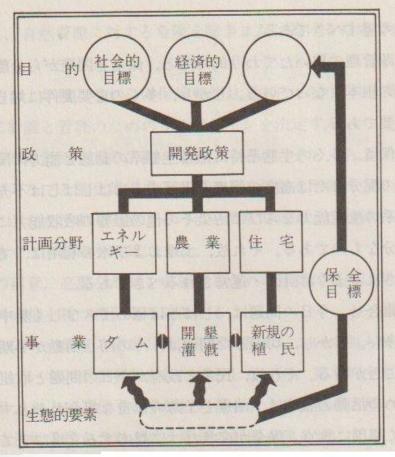




- 2 現在の最も重要な保全問題を解決し更に悪い問題が発生するのを防ぐための活動は、計画、教育、訓練、組織の改良、調査等の時間がかかり、また、このような活動が行われる場合、再造林、破壊された土地の復元、枯渇した漁場の回復等、生物圏のための措置に時間がかかり、即効的プロセスではない。
- 3 保全のための各国内的および国際的能力は組織が弱体であり、又、断片的で、農業、林業、漁業および野生生物のような分野間で分断されており、その結果努力が重複し、処理範囲にギャップが生じ、金銭や権限のために競合が起りそして衝突が起っている。そしてその能力は開発プロセスにあまり影響力を持っていないので、その結果、人間問題を扱う重要な手段であるはずの開発が、人類繁栄の基礎たる自然を破壊または悪化させてしまうことがあまりにも多い。







#### A. 開発と保全の統合の必要: 1例

ダムの建設による生態的な損失 (このための社会的経済的損失)の最小化を図る計画については、生態的な要素が事業実施段階でのみ考慮されるようであれば、殆ど成功しない。

ダムは、他の大規模な事業 (土地の開墾、灌漑、新規 の植民) などの基幹となるものであり、それ自身本質的 にいくつかの計画分野をもつ事業である。

これらの計画は、しばしば、社会的経済的政策から生態的な配慮が欠けているといわれる。生態的な配慮が社会的、経済的な面の配慮と一緒に開発プロセスに影響を及ぼさないとか、保全の目的を達成する明確な政策がなければ、生物資源の最善の利用を図る見通しは暗いものとなる。

生態的な要素が図の下方に示される点において考慮される場合、その影響は制限され否定的であり、代って、開発政策が社会的経済的面に劣らず生態的面において大切であるため、上方の空欄は、図に示されるように充足される必要がある。

## 佐世保市民が353億円を負担するダムの建設計画が 進んでいます。 <sub>石木ダム問題</sub>

長崎県・川棚川の下流にある小さな支流、石木川に ダムを作る建設計画があります。石木ダムの総事業 費は建設費と関連事業費を合わせて、合計538億円で す。その内、県の負担分を差し引いた約353億円がダムの水を利用することになる佐世保市民の負担とな ります。







世界保全戦略から読み解く福祉





#### 健康に関する資源

7 医薬品等への価値が研究されている世界の植物および動物の割合は非常に小さいが、現代の医薬品はそれらに大きく依存している。ある分析によると、アメリカでは毎年40%以上の処方が、単独有効成分または主成分の一つとして、高等植物(25%)、微生物(13%)または動物(3%)から得られた薬物を含んでいる。アメリカだけでも高等植物からの医薬品が年間約30億ドルになり、この数値は更に上昇しつつあると報告されている。

高等植物および動物の医薬品への特に重要な応用方法には、次のものがある。0

- a. 例えばジギトキシン、モルヒネおよびアトロピンの様に直接治療薬として使用される成分として。これはそれぞれの分野で、今後なお増加しよう。
- b. 例えば副腎皮質およびその他のステロイドホルモンのように医薬品合成の出発物質 として。これらは通常、植物ステロイドのサポゲニン類から合成される。
- c. 例えばコカインの様に、医薬品合成のモデルとして。これは、現代の局所麻酔薬の 開発につながった。この応用法を、過少評価してはならない。ある権威者が、次の様

な意見を述べている。即ち、「自然に存在する有効成分を無視すれば、成分も作用も発見できないであろう。例えば心不全症用の医薬品を開発しようとしている化学者の立場に自身を置いてみると、自然の原型に関する知識がなければ現在利用できる方法でジギトキシンの様な分子を合成することはできまい」。



## 20章 持続する開発をめざして

6 自然資源の保全は、多くの開発目標の達成にとって不可欠である。例えば、食糧増産、環境上好ましい形のエネルギーの開発と効果的な拡大、原料のより効率的な利用、砂漠化・土壌の悪化と喪失・自然資源の過度の開発の防止と削減、健康における許容レベル(acceptable level)のすべての人についての達成があげられる。保全は、「人間中心」の開発――すなわち、全人類へより広く利益を分配すること(より良い栄養、健康、教育、家族の福祉の向上、雇用増加、収入増加の保証、環境悪化の防止)を可能にし、人人の労働力、能力、意欲および創造力をより十分に利用し、そして文化的伝統に対してより敏感な――への高まる要求と全く整合するのである。





# SDGsと福祉

## 2015年

#### SDGsによる目標によるガバナンスは グローバル・ガバナンスへの新戦略

2030年の 世界目標



17目標 169ターゲット 230指標 の三重構造































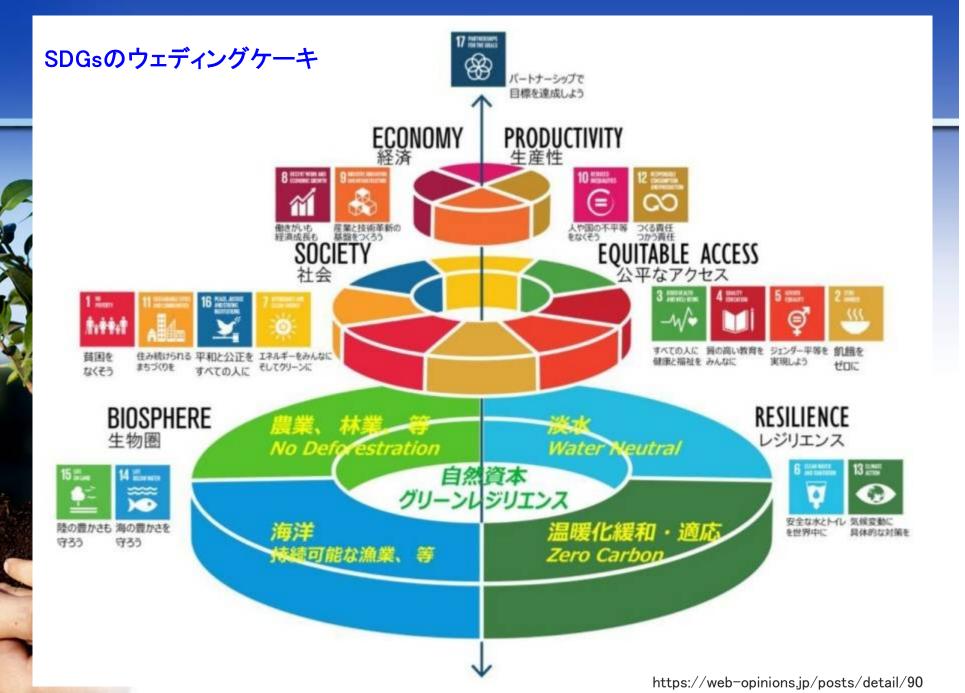






進捗状況のモニタリングと 評価(法的義務なし) グローバルな性質ですべ ての国に普遍的に適用











SDGsの17目標がいかに人類の幸福の追求に資するかの概念図。健全な自然環境、持続的な経済発展、平和で公正で包括的な社会の三者がお互いを支えることによって自然資本、人工資本、社会資本、人的資本を形成し、水・エネルギー・食料といった基本的人権的側面を持つ財や教育・真っ当な仕事などが提供され、幸福度に直結する健康や安全、生産と消費などの持続的な開発が実現する様子を示す。

**6** 安全な水とトイレ を世界中に



13 気候変動に 具体的な対策を



14 海の豊かさを



15 陸の豊かさも 守ろう





図1 人間にとっての自然の大切さ 自然は私たちが生きていくの に不可欠なものやサービスをも たらす。2016年Van Oorschot らから<sup>5</sup>。 近代社会は、自然の恵みにより、支えられ、成り立ってきた。そして今も自然は、私たちの健康、富、食糧、安全保障の確保にとって、計り知れない重要な要素である「つる。また将来、数々の生物がどのような便益をもたらしてくれるかもまだ明らかではない。私たちと自然システムのつながりを知れば知るほど、自然は「ただあればいい」というものではないことがわかる。

すべての経済活動は、自然が提供するサービスに依存しており、最終的にはその価値が年間でおよそ1京4,000兆円(125兆米ドル)とも推定されている<sup>4</sup>。政府、企業および金融業界は、地球環境の危機の調査を始めている。それは、土地劣化、水の影響、気候変動などが、国、社会のさまざまなレベル、また金融市場のマクロ経済活動に、どのような影響を及ぼすかである。







# 地域循環共生圈

に見る福祉

## 2018年

## 第五次環境基本計画の基本的方向性



#### 目指すべき社会の姿

- 1. 「地域循環共生圏」の創造。
- 2.「世界の範となる日本」の確立。
  - ※ ① 公害を克服した歴史
    - ② 優れた環境技術
    - ③「もったいない」など<mark>循環</mark>の精神や 自然と共生する伝統

を有する我が国だからこそできることがある。

3.これらを通じた、持続可能な循環共生型 の社会(「環境・生命文明社会」)の実現。



#### 地域循環共生圏

→地域の特性に応じて補完し、支え合う

#### 本計画のアプローチ

- 1.SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化。
  - 環境政策を契機に、あらゆる観点から**イノベーションを創出** 
    - →経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決を図る。
    - →将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく。
- 2.地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動をも向上。
  - 地方部の維持・発展にもフォーカス → 環境で地方を元気に!
- 3.より幅広い関係者と連携。
  - 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化



## 第五次環境基本計画における施策の展開

- 分野横断的な<u>6つの重点戦略を設定</u>。
  - → パートナーシップの下、環境・経済・社会の 統合的向上を具体化。
  - → 経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からイノベーションを創出。

#### 6つの重点戦略

#### ①持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築

- ○ESG投資、グリーンボンド等の普及・拡大
- ○税制全体のグリーン化の推進
- ○サービサイジング、シェアリング・エコノミー
- ○再エネ水素、水素サプライチェーン
- ○都市鉱山の活用 等



洋上風力発電施設 (H28環境白書より

#### ②国土のストックとしての価値の向上

- ○気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり
- ○生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)
- ○森林環境税の活用も含めた森林整備・保全
- ○コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ
- ○マイクロプラを含めた海洋ごみ対策等



土砂崩壊防備保安を (環境省HPより)

#### ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり

- ○地域における「人づくり」
- ○地域における環境金融の拡大
- ○地域資源・エネルギーを活かした収支改善
- ○国立公園を軸とした地方創生
- ○都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用
- ○都市と農山漁村の共生・対流 等



バイオマス発電所 (H29環境白書より)

#### 4健康で心豊かな暮らしの実現

- ○持続可能な消費行動への転換 (倫理的消費、COOL CHOICEなど)
- ○食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進
- ○低炭素で健康な住まいの普及
- ○テレワークなど働き方改革 + CO2・資源の削減
- ○地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理
- ○良好な生活環境の保全 等

森里川海のつながり (環境省HPより)

#### ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及

- ○福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引 (再エネ由来水素、浮体式洋上風力等)
- ○自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」
- ○バイオマス由来の 化成品創出 (セルロースナノファイバー等)
- ○AI等の活用による生産最適化 等



セルロースナノファイバー (H29環境白書より)

#### ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築

- ○環境インフラの輸出
- ○適応プラットフォームを通じた適応支援
- ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ
- ○「課題解決先進国」として海外における 「持続可能な社会」の構築支援 等

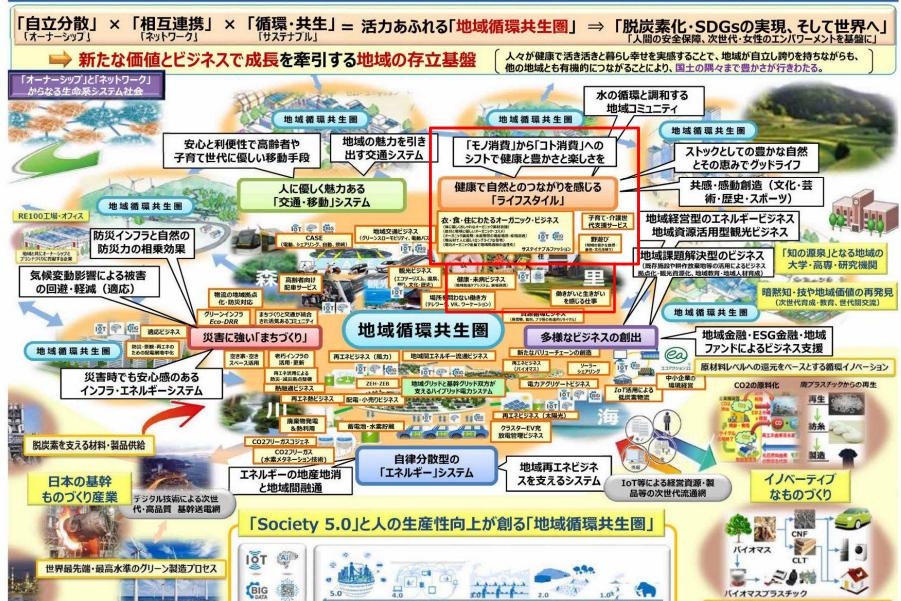


日中省エネ・環境フォーラム に出席した中川環境大臣

#### 地域循環共生圏(日本発の脱炭素化·SDGs構想)

- サイバー空間とフィジカル空間の融合により、地域から人と自然のポテンシャルを引き出す生命系システム -

Ver. 25



扁耕社会

狩猟社会

オーガニック素材をベースとする素材イノベーション

ロボディクス

超スマート社会





## 地域循環共生圏

循環分野

## 形成に向けて







#### 地域循環共生圏-循環分野-の形成に向けて



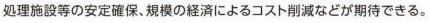
#### 地域循環共生圏 一循環分野 一とは、どのようなもの?

地域循環共生圏―循環分野―の取組として、下記のようなパターンが考えられます。



#### 広域化

コミュニティ単位で実施していた取組を市域全体で進めたり、隣接する市町村と連携して処理したりと、区域や行政の範囲を越えて連携して取り組む。





#### 統合管理· 一体的処理

特定の拠点に循環資源を集中させ、多種な資源の性質に応じた処理方法を選択したり、同じ性状のものを集めて、まとめて転換処理を行う。

規模の経済を働かせることにより、プロセスの効率化、社会コスト削減が期待できる。



#### 地域資源・ 既存施設の活用

廃棄物として処理されていないような地域内の未利用資源(間伐材等)や資源ごみ 等の地域資源、既存施設等を活用する。

未利用の循環資源の利用による温室効果ガスの排出抑制が期待できる。



#### 地域課題の解決

少子高齢化など、地域が抱える社会変化に対応した資源循環に取り組む。 社会コストの削減、新たな循環の環の形成が期待できる。



#### 動静脈連携

資源採掘から製品化、流通、販売を行う企業(動脈)と、廃棄物等を収集・運搬、再利用する自治体等(静脈)が連携して、資源循環に取り組む。 循環型社会に係るネットワークの形成、地域活性化等が期待できる。



#### 新規ビジネス

技術革新等による新規ビジネスの創出、AIやIoT等の新たな技術を活用した循環産業の形成に取り組む。

循環型社会の形成を担う人材の育成、地域活性化、雇用創出等が期待できる。



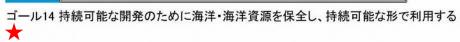


# これからの生物多様性とSDGs



<u>最終更新日:2018年6月</u> 国連統計部の以下のURLに掲載されている指標を総務省で仮訳した。 https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/







Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development

ターゲット	指標(仮訳)
14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動に よる汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 By 2025, prevent and significantly reduce marine pollution of all kinds, in particular from land-based activities, including marine debris and nutrient pollution	14.1.1 沿岸富栄養化指数 (ICEP)及び浮遊プラスチックごみの密度 Index of coastal eutrophication and floating plastic debris density
14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、他会で生産的た海洋を実現するため、海洋及び終齢の生態系の回復のための取組を行う。 By 2020, sustainably manage and protect marine and coastal ecosystems to avoid significant adverse impacts, including by strengthening their resilience, and take action for their restoration in order to achieve healthy and productive oceans	14.2.1 生態系ベースにアプローチを用いた管理が行われている国内の排他的経済水域の割合 Proportion of national evolusive economic zones managed using ecosystem-based approaches
14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性 化の影響を最小限化し、対処する。 Minimize and address the impacts of ocean acidification, including through enhanced scientific cooperation at all levels	14.3.1 承認された代表標本抽出地点で測定された海洋酸性度 (pH)の平均値 Average marine acidity (pH) measured at agreed suite of representative sampling stations
14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくども各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や造造・無報告・無規制(UU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。 By 2020、effectively regulate harvesting and end overfishing, illegal, unreported and unregulated fishing and destructive fishing practices and implement science-based management plans, in order to restore fish stocks in the shortest time feasible, at least to levels that can produce maximum sustainable yield as determined by their biological characteristics	14.4.1 生物学的に持続可能なレベルの水産資源の割合 Proportion of fish stocks within biologically sustainable levels
14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な 科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保 全する。 By 2020, conserve at least 10 per cent of coastal and marine areas, consistent with national and international law and based on the best available scientific information	14.5.1 海城に関する保護領域の範囲 Coverage of protected areas in relation to marine areas
14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる特遇が、世界貿易機関(WTO) 漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、遠注・無報告・無規制(UUI)漁業につながる漁業補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。 By 2020, prohibit certain forms of fisheries subsidies which contribute to overcapacity and overfishing, eliminate subsidies that contribute to illegal, unreported and unregulated fishing and refrain from introducing new such subsidies, recognizing that appropriate and effective special and differential treatment for developing and least developed countries should be an integral part of the World Trade Organization fisheries subsidies negotiation16	14.6.1 IUU漁業(Illegal(違法)・Unreported(無報告)・Unregulated (無規制))と対峙することを目的としている国際的な手段を実施する内によれける各国の進捗状況 Progress by countries in the degree of implementation of internation instruments aiming to combat illegal, unreported and unregulated fishing
14.7 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島・県開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。 By 2030, increase the economic benefits to small island developing States and least developed countries from the sustainable use of marine resources, including through sustainable management of fisheries, aquaculture and tourism	14.7.1 小島嶼開発途上国、後発開発途上国及び全ての国々のGDPに占める持続可能な漁業の割合 Sustainable fisheries as a proportion of GDP in small island developing States, least developed countries and all countries

および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上	14.a.1 総研究子算線に占める。海洋技術分野に制り当てられた研究子類額の割合 股子類額の割合 Proportion of total research budget allocated to research in the field of marine technology
14.b 小規模・沿岸等細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する Provide access for small-scale artisanal fishers to marine resources and markets	14.b.1 小規模・零額漁業のためのアクセス権を認識し保護する法的 /規制/政策/機関の枠組みの適応についての各国の進捗 Progress by countries in the degree of application of a logal/regulatory/policy/institutional framework which recognizes and protects access rights for small-scale fisheries
14.c 「我々の求める未来」のパラ158において根配されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び特施可能な利用のための途的特組みを設定する海洋社に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにおり、海洋及び海洋資源の保全及び特総可能か和用を強化する。 Enhance the conservation and sustainable use of oceans and their resources by implementing international law as reflected in the United Nations Convention on the Law of the Sea, which provides the legal framework for the conservation and sustainable use of oceans and their resources, as recalled in paragraph 158 of "The future we want"	批准、導入、実施を推進している国の数 Number of countries making progress in ratifying, accepting and implementing through legal, policy and institutional frameworks,



#### <u>最終更新日:2018年6月</u>

仮訳

国連統計部の以下のURLに掲載されている指標を総務省で仮訳した。 https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/

ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、 砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

Protect, restore and promote sustainable use of terrestrial ecosystems, sustainably manage forests, combat desertification, and halt and reverse land degradation and halt biodiversity loss

ターゲット	指標(仮訳)
15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、 山地及び乾燥地をはじめ上する陸城生態系と内陸淡水生態系及びそ れらのサービスの保全、回復及び特貌可能な利用を確保する。 By 2020, ensure the conservation, restoration and sustainable use of ind inland freshwater ecosystems and their services, in particular forests, wetlands, mountains and drylands, in line with obligations under international agreements	15.1.1 土地全体に対する森林の割合 Forest area as a proportion of total land area
	15.1.2 陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所のから保護区で 網羅されている割合 (保護地域、生態系のタイプ別) Proportion of important sites for terrestrial and freshwater biodiversity that are covered by protected areas, by ecosystem type
15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施 を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を同復し、世界全体で新 規模林及び再植林を大幅に増加させる。 By 2020, promote the implementation of sustainable management of an opes of orests, halt deforestation, restore degraded forests and substantially increase afforestation and reforestation globally	15.2.1 拷続可能な森林管理における進捗 Progress towards sustainable forest management
15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の 影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に 簡担しない世界の連底に尿力する。 By 2030, combat desertification, restore degraded land and soil, including land affected by desertification, drought and floods, and strive to achieve a land degradation-neutral world	15.3.1 土地全体のうち劣化した土地の割合 Proportion of land that is degraded over total land area
15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地 生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保 全を確実に行う。 by 2030, ensure the conservation of mountain ecosystems, including their biodiversity, in order to enhance their capacity to provide benefits that are essential for sustainable development	15.4.1 山地生物多様性のための重要な場所に占める保全された地域の範囲 Coverage by protected areas of important sites for mountain biodiversity 15.4.2 山地グリーンカバー指数 Mountain Green Cover Index
15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、 2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急か つ意味のある対策を講じる。 d significant action to reduce the degradation of natural habitats, halt the loss of biodiversity and, by 2020, protect and prevent the extinction of threatened species	15.5.1 レッドリスト指数 Red List Index
15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ後平文配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。 Promote fair and equitable sharing of the benefits arising from the utilization of genetic resources and promote appropriate access to such resources, as internationally agreed	15.6.1 利益の公正かつ衡平な配分を確保するための立法上、行政 上及び政策上の枠組みを持つ国の数 Number of countries that have adopted logislative, administrative and policy frameworks to ensure fair and equitable sharing of benefits
15.7 保護の対象となっている動植物種の密頼及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、進法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。 Take urgent action to end poaching and trafficking of protected species of flora and fauna and address hoth demand and supply of illegal wildlife products	15.7.1 密瀬された野生生物又は違法に取引された野生生物の取引の割合 Proportion of traded wildlife that was poached or illicitly trafficked(repeat of 15.c.1)
15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの様による陰域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。 By 2020, introduce measures to prevent the introduction and signments reduce the impact of invasive alien species on land and water ecosystems and control or eradicate the priority species	15.8.1 外来種に関する国内法を採択しており、侵略的外来種の防除や制御に必要な資金等を確保している国の制合 Proportion of countries adopting relevant national legislation and adequately resourcing the prevention or control of invasive alien species

15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び資園制裁のための戦略及び会計に組み込む。 By 2020, integrate ecosystem and biodiversity values into national anno occar methning, development processes, poverty reduction strategies and accounts	15.9.1 生物多様性戦略計画2011-2020の愛知目標の目標2に従って 設定された国内目標に対する通抄 Progress towards national targets established in accordance with Aichi Biodiversity Target 2 of the Strategic Plan for Biodiversity 2011-2020
15.a 生物多様性と生態系の保全と特統的な利用のために、あらゆる 資金額からの資金の動員及び大幅な増額を行う。 Mobilize and significantly increase financial resources from all sources to conserve and sustainably use biodiversity and ecosystems	びに公的支出
15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源がら、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動負する。 Mobilize significant resources from all sources and at all levels to finance sustainable forest management and provide adequate incentives to developing countries to advance such management, including for conservation and reforestation	15.b.1 生物多様性及び生態素の保全と持続的な利用に係るODA並びに26的支出 Official development assistance and public expenditure on conservation and sustainable use of biodiversity and ecosystems(repeat of 15.a.1)
15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護権の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。 記申品の企業を対している。 Enhance global support for efforts to combat poaching and trafficking of protected species, including by increasing the capacity of local communities to pursue sustainable livelihood opportunities	の符合 Proportion of traded wildlife that was posched or illicitly





## SDGS達成に向けた 日本への処方箋





POST2015プロジェクト http://www.post2015.jp/

#### 持続可能な開発目標とガバナ ンスに関する総合的研究

(POST2015 プロジェクト)

プロジェクトリーダー

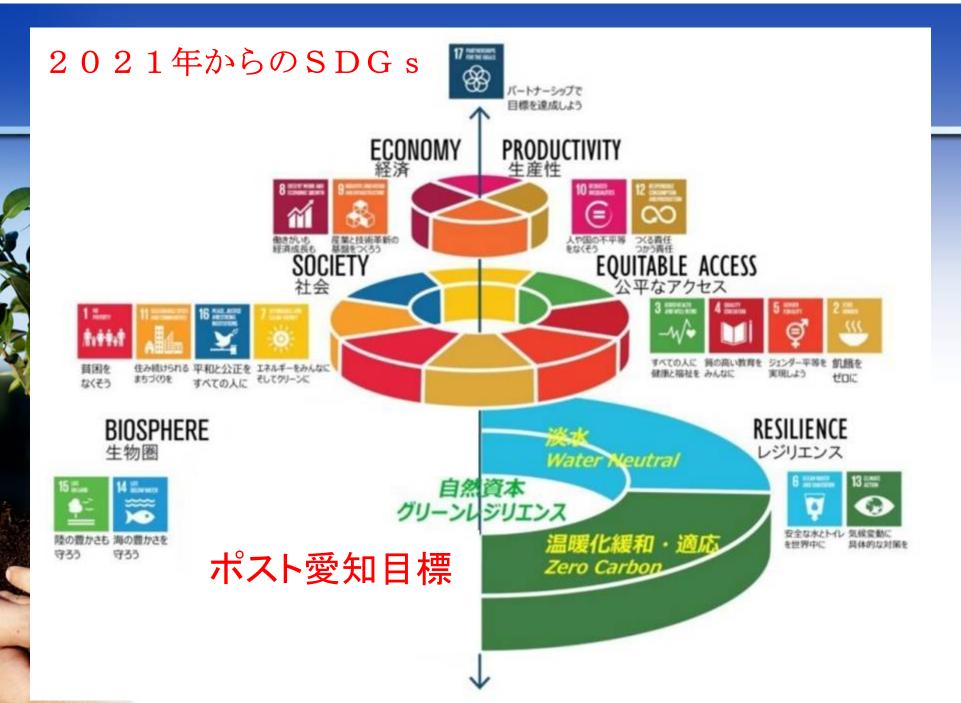
#### 蟹江憲史

目標14(海の豊かさを守ろう)と 15 (陸の豊かさを守ろう)の目標 年は、愛知目標で2020年までの目標 と合わせている。

この目標は、第15回締約国会議で 合意されたポスト愛知目標に合わせ て、SDGsの目標年が改定されること はない。

SDGsは、困難な議論の末、合意され たものであり、14と15だけ目標 年を変える動きをすれば他の目標の 変更してしまうパンドラの箱を開け ることになりかねない。従って、目 標年は変更されない。

環境省も認識している。つまり20 21年からSDGsが独り歩きすれば、 14と15は、終わったものとされ てしまう危機がある。





## 生物多様性条約第15回締約国会議

INFORMATION ABOUT THE SECRETARIAT





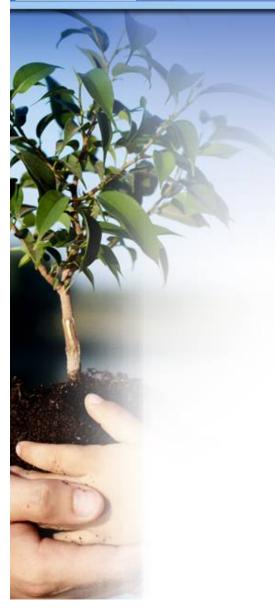
BIODIVERSITY CONVENTION CARTAGENA PROTOCOL NAGOYA PROTOCOL COUNTRIES

PROGRAMMES



SDGs、14&15のロードマップ





# 福祉と環境

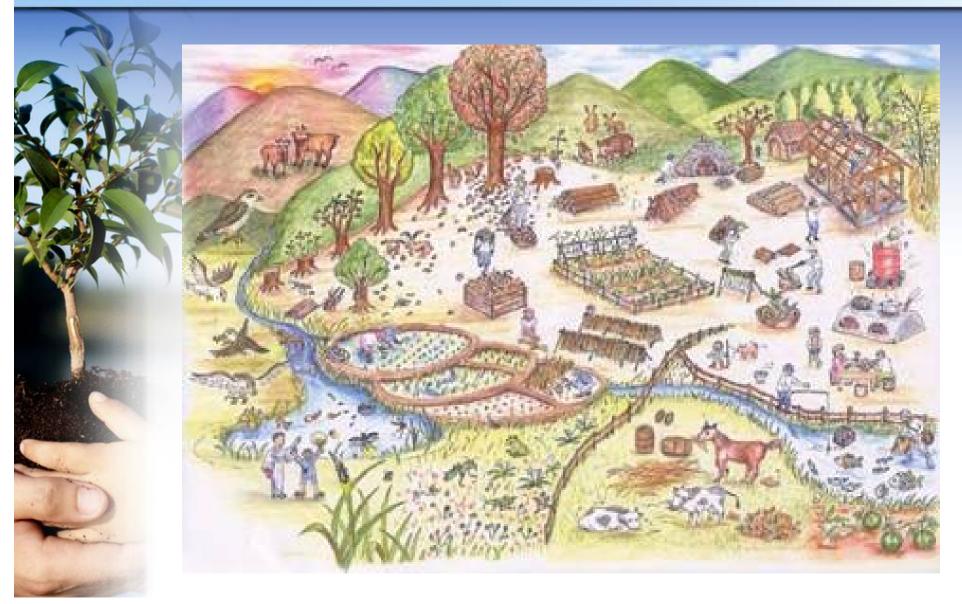


## SATOYAMAイニシアティブ

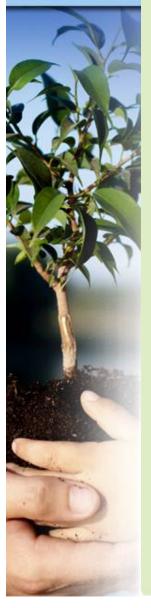




# 里地・里山をどう守るか?







#### 太陽

空気

季節のうつろい

養り・色彩 人工的でない全てのもの 自然をこわさない 虫の声

二酸化炭素を出さない質素な生活 古来からの日本の自然 ペット 鈴虫 ウゲイスの声

犬 小鳥 野鳥 鳥のさえずり

水の浄化

縁のカーデン 繊維 衣類 緑の多い場所を訪れる自分 ヒト 生活そのもの ゴキブリ 鳥 カラス 白サギ ゴーヤの苗 食物の多様さ 野菜 イネ お米 家族 人間 食生活 食べ物 肉 ハエ 蚊 蛇 亀 自然の水場 水

放射能 カルタヘナ法 遺伝子工学 悪作物 美味しい食材 私たち人間 生活空間 牛豚 美鶏 家畜 水道水 ねずみ ヤモリ

樹木 ヤシの実洗剤 果物 納豆 発酵食品 お茶 安らぎ と 農薬を使わない き 広葉樹 木 食べ物がつくられる場所 食環境 穀物 針葉樹 古木 ケヤキ 家具 有機野菜 食用油 漢方薬 スポーツ・映画 運動 バッタ イモ虫 ヒキガエル

物の種類 植物 観杏 建林 割り箸 根草類 くすり . 自然の中の散歩 チョウ アリ テントウ虫 セミ 和紙 ハーブミント 楽品 医薬

カビ 野いちご 花粉症 抗生物質 絶滅危惧の保護 パンダ ゴリラ タガメ 分解者 日本のスミレ 菌類 体表の菌 窓辺の花鉢 港区の公園で生きもの観察 外来種 アカミミガメ 外来クモ パクテリア ブランクトン 草木 グミの木 桜の木 ベランダのプランター 森林浴 公園の清掃 生物が生きる空間を守る ブラックパス ミミズ 魚 水中昆虫 動物 海藻 わかめ ユーカリ 観葉植物 公園樹木 公園散歩 山歩き 登山 浪山の魚の群とダイビング アジ サンマ マグロ 金魚 トンボ 草花 ミカンの木 雑草 桑の木 人間に以外の全ての動植物 動植物 花粉を運ぶ虫 東京湾の魚 魚介類 ピオトーブ ザリガニ 屋上庭園 身近な緑地帯 公園・道ばたの生物 まの (供給サービス) 地球上の生物 憩いと観察の空き地 運河

赤坂御所の植樹 里山の野生生物のつながり ゴーヤの花にミツバチが受粉し結実する 多くの生物の連鎖

自然教育園 亀塚公園 雨が降り森が水を蓄え海中のプランクトンが増え魚や水中生物が増える 葛西臨海水族館

三田台公園 広場 鎌倉大船地区の田んぼ 蜂が花粉をはこび受粉し花が咲き実がなる 人間の食糧や環境とのかかわり 遺伝的多様性 ミミズが土を作り、良い土が植物を育て、植物を動物を食らう素晴らしいサイクル サンゴ礁

生物間つながり 生物同士のつながりで生きている 生物の支え合い・助け合い 西表島 沖縄諸島 土 生きものの目には見えないつながり 多くの生きものが生きられる健全

恐竜 共存共栄 食物連鎖 エコロジーサイクル 人間が壊しているもの

異常な人口増加

図 2-28 港区 私の生物多様性 港区生物多様性推進委員会 中村俊彦副委員長作成



# 地球幸福度指数(HPI)



HPIは、各国の平均寿命、人生の満足度、エコロジカル・フットプリントのデータを用い、「消費される環境資源量当たりに生じる人間の幸福の度合い」を評価し、どの国の住民が長く幸せで持続可能な人生を送ることができるかを数値で測り、ランク付けしています。

- ※幸福度の要因を表す6つの説明変数
- (I)GDP
- ②困ったときに頼ることができる人がいるか
- ③健康寿命
- 4人生を選択する自由度
- ⑤他者への寛容さ
- 6汚職のない社会

Figure 2.2: Ranking of Happiness 2015-2017 (Part 1) 1. Finland (7.632) 2. Norway (7.594) Denmark (7.555) Iceland (7.495) Switzerland (7.487) Netherlands (7.441) Canada (7.328) New Zealand (7.324) Sweden (7.314) 10. Australia (7.272) Israel (7.190) 12. Austria (7.139) 13. Costa Rica (7.072) 14. Ireland (6.977) 15. Germany (6.965) 16. Belgium (6.927) 17. Luxembourg (6.910) 18. United States (6.886) 19. United Kingdom (6.814) 20. United Arab Emirates (6.774) 21. Czech Republic (6.711) 22. Malta (6.627) 23. France (6.489) 24. Mexico (6.488) 25. Chile (6.476) 26. Taiwan Province of China (6.441) 27. Panama (6.430) 28. Brazil (6.419) 29. Argentina (6.388) 30. Guatemala (6.382) 31. Uruguay (6.379) 32. Qatar (6.374) 33. Saudi (Arabia (6.371) 34. Singapore (6.343) 35. Malaysia (6.322) 36. Spain (6.310) 37. Colombia (6.260) 38. Trinidad & Tobago (6.192) 39. Slovakia (6.173) 40. El Salvador (6.167) 41. Nicaragua (6.141) 42. Poland (6.123) 43. Bahrain (6.105) 44. Uzbekistan (6.096) 45. Kuwait (6.083) 46. Thailand (6.072) 47. Italy (6.000) 48. Ecuador (5.973) 49. Belize (5.956) 50. Lithuania (5.952) 51. Slovenia (5.948) 52. Romania (5.945) Explained by: GDP per capita Explained by: generosity Explained by: social support Explained by: perceptions of corruption

Explained by: healthy life expectancy

Explained by: freedom to make life choices

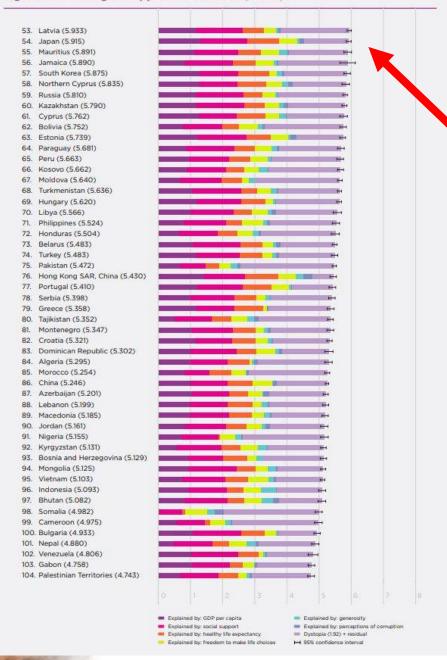
Dystopia (1.92) + residual

H 95% confidence interval

#### 2018年 幸福度の高い国トップテン

- 1. フィンランド
- 2. ノルウェー
- 3. デンマーク
- 4. アイスランド
- 5. スイス
- 6. オランダ
- 7. カナダ
- 8. ニュージーランド
- 9. スウェーデン
- 10. オーストラリア

Figure 2.2: Ranking of Happiness 2015-2017 (Part 2)



#### 2018年 幸福度の高い国トップテン

日本は54位!



トップ > 2017年 > 1月 > 11日

#### 市町村別の「人口増加率マップ」が話題に「25年間 で状況はすっかり変わった」「やはり地方に住んで いるとジリ貧だ」

2017年1月11日 🔻



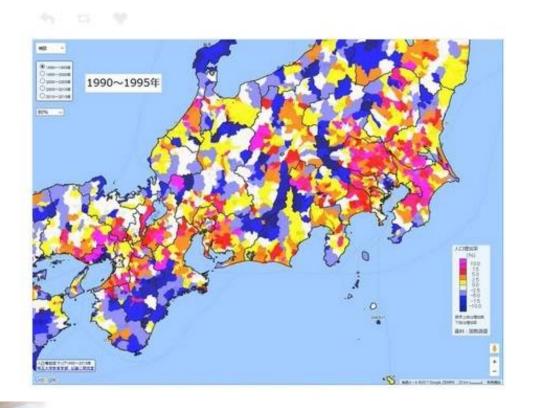
私の地元はずっと青いままです。地元に帰っても若い人(10代とか20代)に遭遇するのが本当にレア。



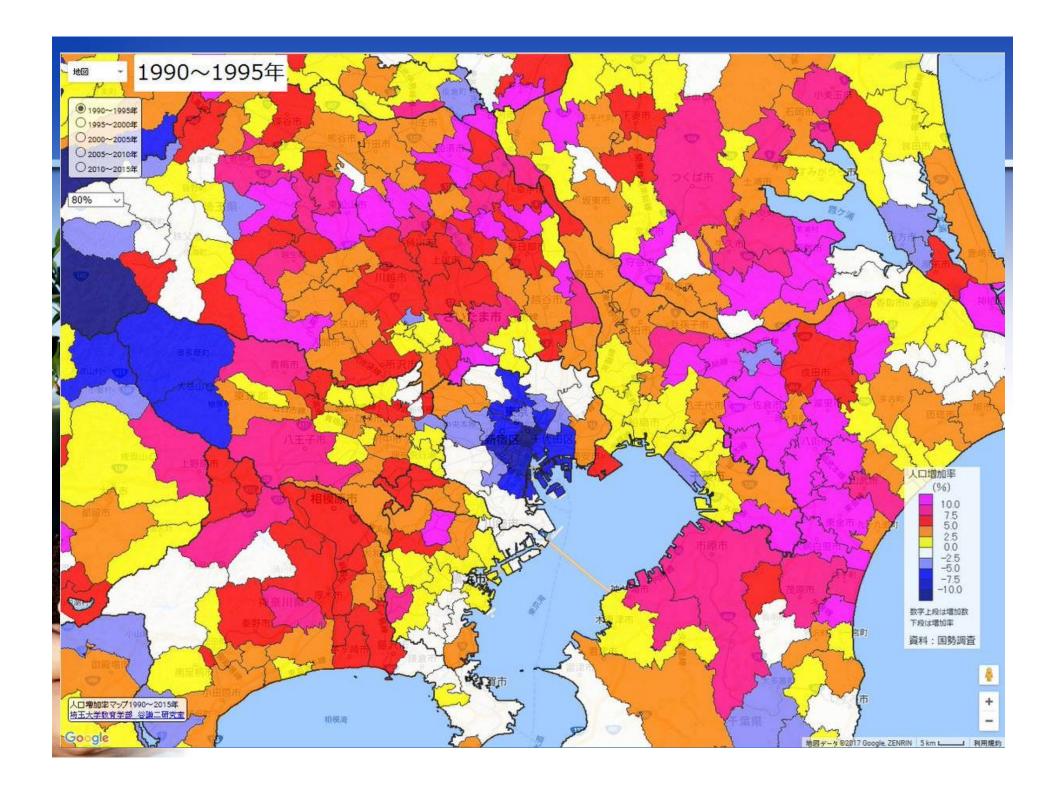
♠ 谷謙二/TANI Kenji @ktgis

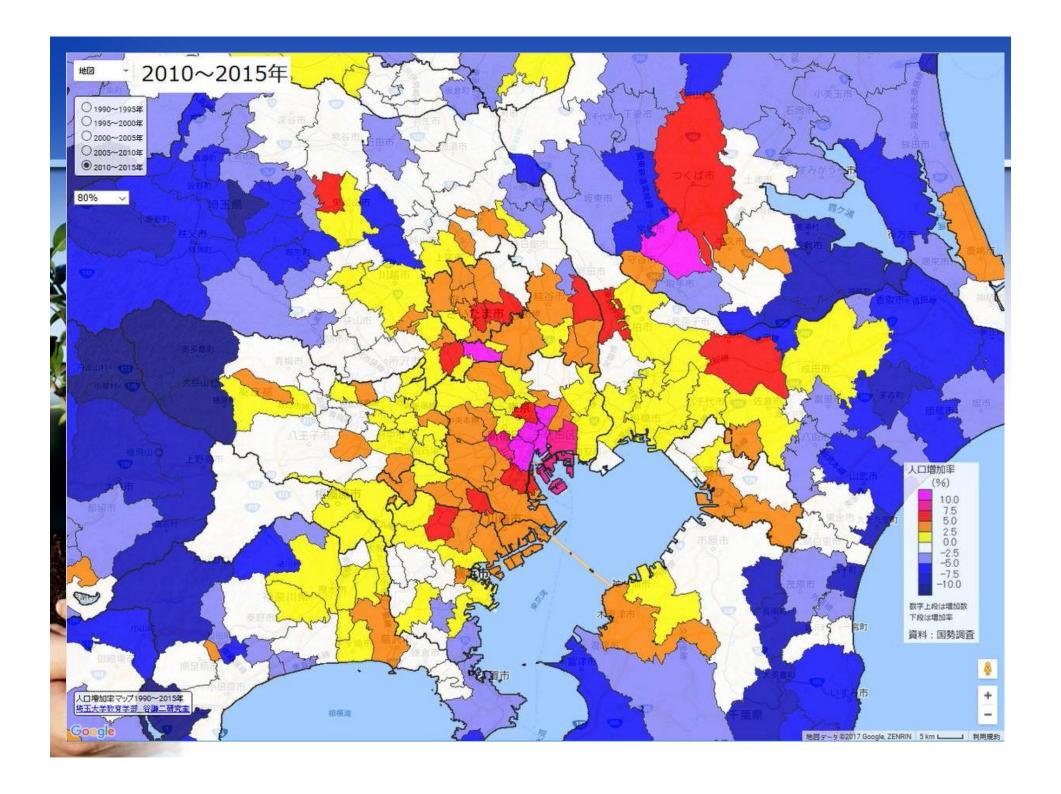
市区町村別の「人口増加率マップ」はこれまで2010~2015年のみ対応でしたが、1990年以降の5時期を 切り替えて表示できるようにしました。25年間で状況はすっかり変わりました。

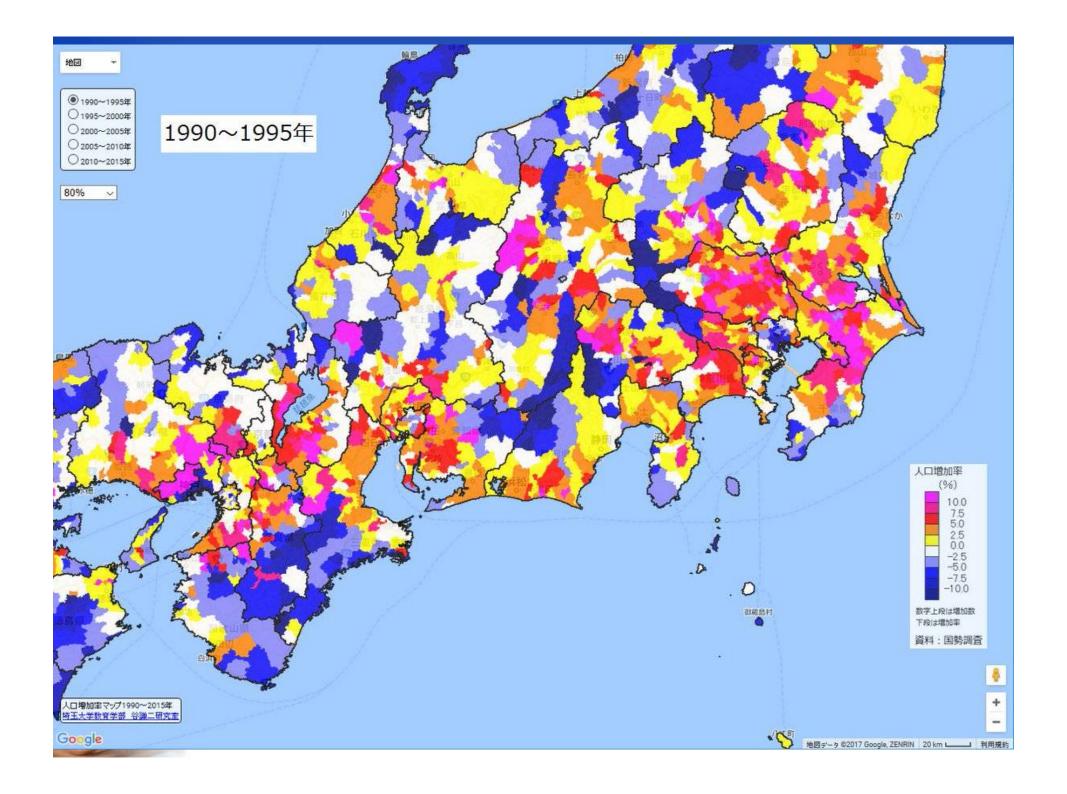
ktgis.net/lab/etc/pop\_in... pic.twitter.com/aCRGnn046Z

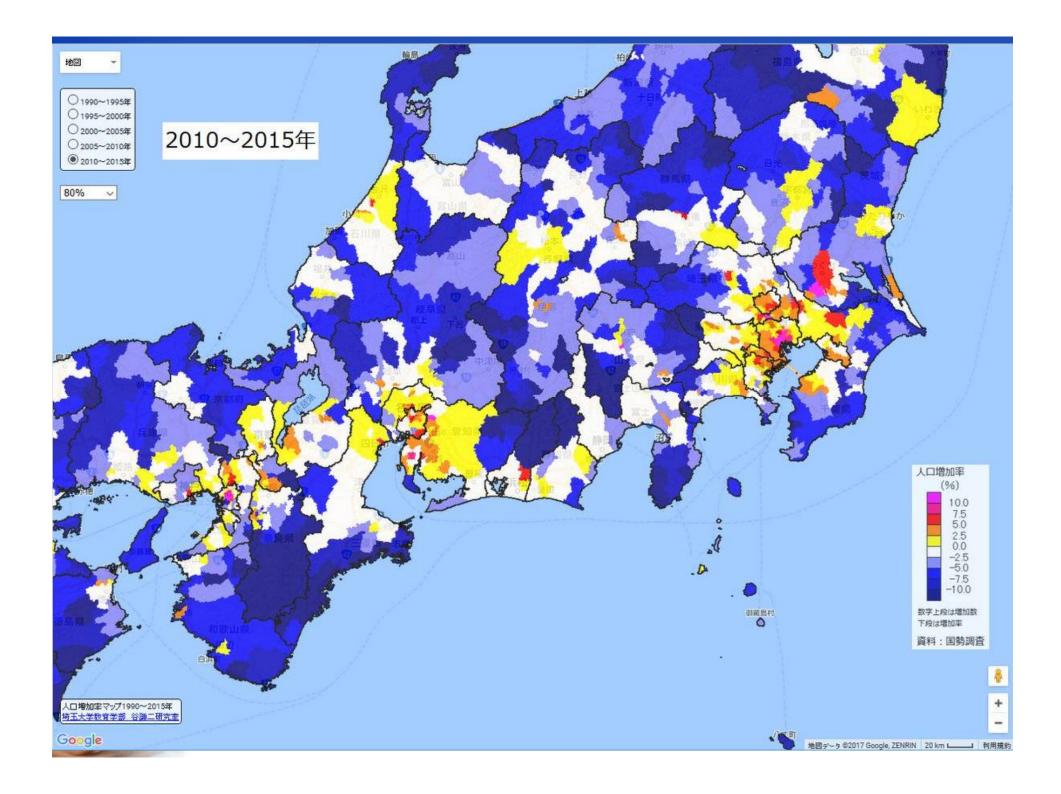


增田寬也編著 地方消滅 東京一極集中が招く人口急減 896の市町村が 消える前に 中公新書 2282 定価本体820円(税別)



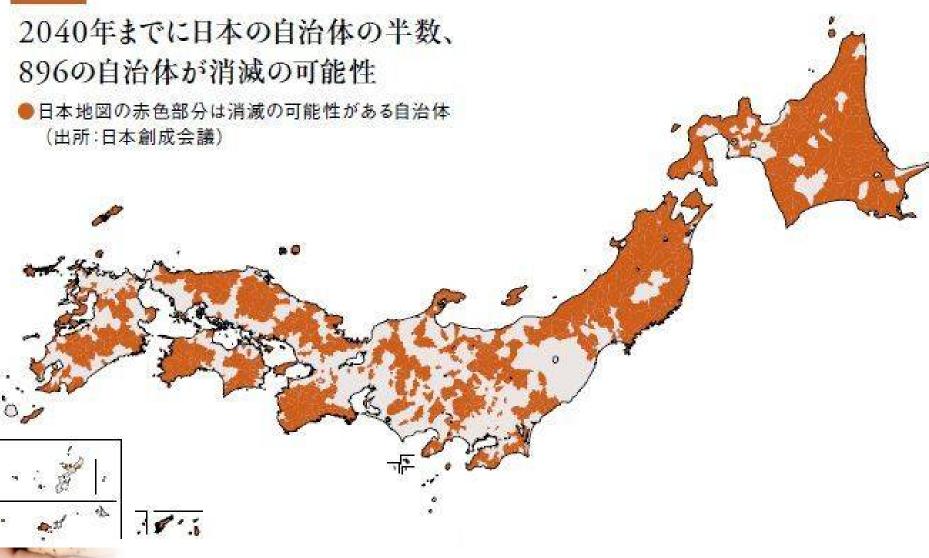








# 2040年自治体消滅マップ







# 国交省・小さな拠点づくり

#### ■「小さな拠点」づくりに関する皆さんの疑問に答えます



「小さな拠点」づくりを進める上では、様々な意見を調整する人材が必要だと思いますが、人口が減少し、高齢化が進む集落地域では、そのような人材が不足しています。

どうやってそうしたコーディネーターを確保したらよいでしょうか?



「地域おこし協力隊」などの制度を活用し、都市部など外部の人材を地域で 受け入れたり、大学などの研究機関や民間コンサルタントなどに関整役と して参画してもらうことなどが考えられます。



様々なサービスをつないだ「小さな拠点」をつくり、地域主体で運営してい く上で、既存の自治組織や農協、商工会などの地域団体・組織は、それぞれ どのように「小さな拠点」の運営に関わっていくことが期待されますか?



自治組織などの地域団体には、運営体制の一員として「小さな拠点」での活動に直接範囲してもらうことが有効です。

一方、農協や社会福祉法人などの場合は、それぞれが展開している事業の中で「小さな拠点」での活動と連携を図ることが有効です。



「小さな拠点」を中心に必要な生活サービスがつながり、確保されても、 仕事(雇用の場)がなければ、移住・定住は難しいのではないでしょうか。 「小さな拠点」づくりを通じて雇用の場をつくるにはどうしたらよいですか?



√√√ ひとつひとつでみれば一人分の収入に満たないような小さな仕事や事業も、 「小さな拠点」でつなぎ、「半農半×」などの『合わせ技』で行うことに より、合計すれば一人分の収入が確保できる仕組みがつくれます。

★実践欄「小さな拠点」づくりガイドブック(本欄)には、詳しい「小さな拠点」づくりのポイントや注意点のほか、「小さな拠点」をつくり、続ける各地の取組事例などについて紹介しています。 ぜひ、ガイドブック本編もあわせてご覧ください。

(http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku\_tk3\_guidebook.html)

■このリーフレットは、講演、研修、会議等においてご自由にお使いください。

この資料に関するお問い合わせ先



国土交通省

国土交通省国土政策局総合計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2 電話 03-5253-8365、FAX 03-5253-1570 実践編

#### 「小さな拠点」づくりガイドブック概要版

人口減少や高齢化の進行により、住民の生活に必要な生活サービスや機能が維持できなくなってきている地域がある中、暮らしを守り、地域コミュニティを維持して持続可能な地域づくりを目指すための取組として、「小さな拠点」づくりに注目が集まっています。

このガイドブックを参考に、お住まいの地域での「小さな拠点」づくりについて皆さんで ご検討され、集落地域の再生に向けて取り組んでみてはいかがでしょうか。

#### ■集落地域における「小さな拠点」とは?

「小さな拠点」とは、小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくろうとする取組です。

この「小さな拠点」と周辺集落と を移動手段で結ぶことによって、 高齢者なども安心して暮らし続け られる生活圏=「ふるさと集落生 活圏」が形成されます。

さらに、それぞれの地域の実情 に応じてつくられた拠点が複合 的・重層的なネットワークを形成す ることで、それぞれの特性を活か して互いに機能を補いあい、地域 での暮らしを総合的に支える仕組 みをつくることができます。

このような「小さな拠点」は、 集落地域の暮らしの安心を守る 「生活の拠り所」であり、同時に、 地域の未来への展望を拓く「人口 定住の響」となることが期待され ます。

すなわち、「小さな拠点」 とは、人口が減少しても 人々の生活が守られ、 地域に住み続けられること を目指す取組です。





## 1.「小さな拠点」は、周辺部の集落の「切り捨て」では?

「小さな拠点」は、周辺の集落を中心部に移転させる考え方ではありません。そのままでは、中心部からも消え兼ねない機能や雇用を、地域ぐるみで守り、育てる仕組みなのです。



## 「小さな拠点」とは?~よくある誤解を解く10ヶ条

1月20日内閣府シンポ コメンテーター参考資料

島根県中山間地域研究センター 研究統括監島根県立大学連携大学院 教授 藤山 浩

「田園回帰1%戦略」

from 農文協

現場での地域づくり実践と国土交通省国土政策局「集落地域における「小さな拠点」形成推進に関する検討会」委員を務めた経験を踏まえ、「小さな拠点」に関する「よくある10の誤解」を解いていきます。

- 1. 「小さな拠点」は、周辺部の集落の「切り捨て」では?
- 2.「小さな拠点」は、市町村に一つそれとも集落ごとに?
- 3. 各分野の施設が消えていく中、「小さな拠点」の形成は無理では?
- 4. 立派な施設を最初から完成させることが、「小さな拠点」の目的?
- 5.「小さな拠点」には、統一された規格がある?
- 6. 中心部の「小さな拠点」だけでOK?

~集落とのネットワークはいらない?

7.「小さな拠点」だけを次々と作れば良い?

~都市との広域ネットワークは不要?

- 8.「小さな拠点」を数多く作ることは、バラマキ政策?
- 9.「小さな拠点」はあくまで行政主導で「整備」するもの?
- 10.「小さな拠点」は、人口減少の「対症療法」に過ぎない?



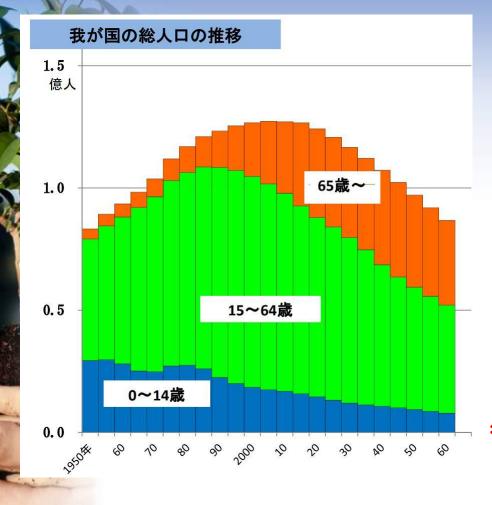


福祉と環境の統合の時代へ



# 2025年には4人に1人が65歳以上の

# 高齢者となる時代



日本はすでに、高齢化社会ではなく

# 超高齢社会となっている!

全人口に占める65歳以上の高齢者の割合

1970年 7% 高齢化社会 1995年 14% 高齢社会

2007年 21% 超高齢社会

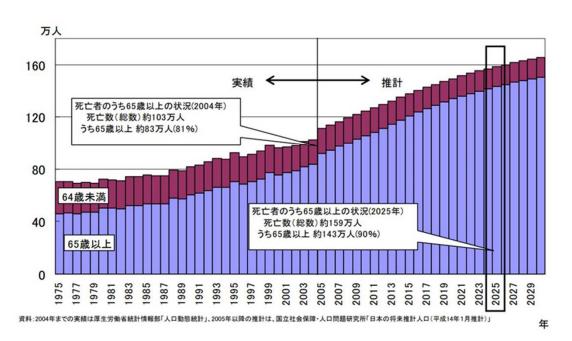
\*2018年 女性においては 3人にひとりが65歳以上



# 2025年問題 多死社会

首都圏において言われているのは、おそらく2025年を待つまでもなく、あと数年で首都圏の介護施設は足りなくなる・・・『介護クライシス』と懸念されている。 態が起ころうとしている。その先に見えるものは、在宅での最期です。

図4 死亡数(総数)の推移と見通し



多死社会とは

高齢者の増加により、死亡者数が非常に多くなり、人口が少なくなっていく社会形態のことをいう。

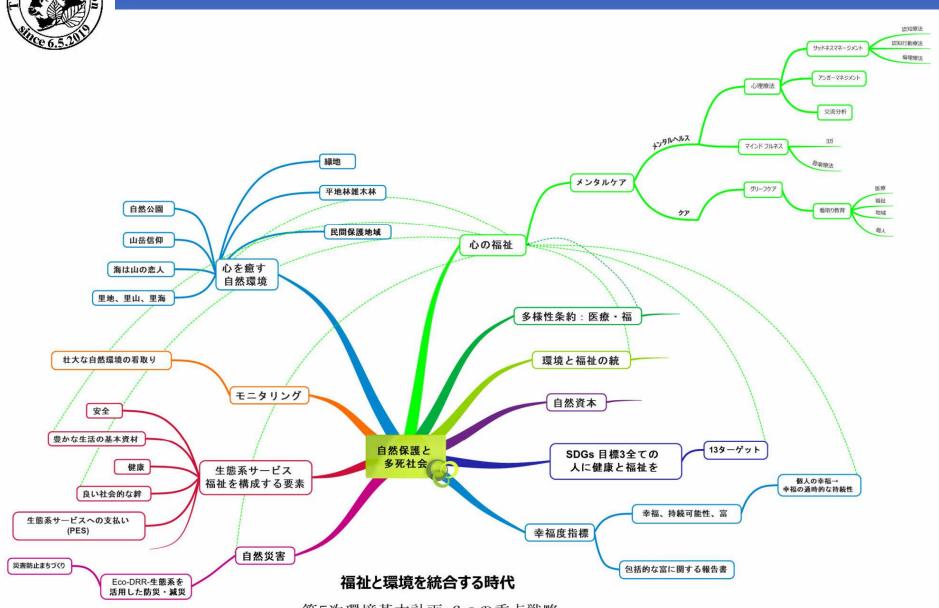
2012年から30年ほどは、死 亡数が急増し、多死社会の 状態が続く



- ・死に場所難民
- 医療・福祉施設での対応 が困難



# 福祉と環境を統合する時代



第5次環境基本計画:6つの重点戦略 ④健康で心豊かな暮らしの実現 会見・報道・お知らせ 政策・審議会 白書・統計・出版物 申請・手続き 文部科学省の紹介 教育 科学技術・学術

トップン教育>国際教育>CLARINETへようこそ>海外子女教育情報>施策の概要>在外教育施設安全対策資料【心のケア編】>第1章 心のケア総論

#### **○** CLARINETへようこそ

#### 第1章 心のケア 総論

#### 1. 在外教育施設における危機管理と心のケア

近年、世界各地で無差別テロ事件、暴動、騒乱、地域紛争などが多発している。各国でも不安定な経済・社会状況を反映して、殺人、強盗、盗難、放火などが発生しており、地域によっては外国人を狙った強盗事件や傷害事件などの犯罪も多発している。時にはナショナリズムの高揚を背景に外国人排斥主義的な抗議行動や、日本人を含む外国人が暴行を受ける事件などが起きることもある。また、地震の他、異常気象の影響と思われる大規模な治風、洪水などの自然災害による被害も発生している。

このような不安定な治安状況・自然環境のなかで、海外の日本人学校、補習授業校は、危機管理体制を整え、児童生徒、教職員の生命や財産の安全を守ると同時に、このような危機的状況に際して、適切な心のケアを実施することが求められている。

危機的な出来事に遭遇した場合、「人命を第一とする安全の確保」が最優先課題であるが、心のケアの視点からは、さらに「安心の確保」が重要な課題となる。従来の危機管理の考え方では、安全の確保がされても、安心の確保については配慮が十分になされていなかったが、心のケアを考えた危機管理では、「**安全と安心の確保」**が基本方針となる。

「安全と安心の確保」には、次のことが重要となる。

①環境的安全の確保: 生命の安全を確保するための避難行動及び防衛体制

②身体的安全の確保: 身体的な負傷の手当てなど医療的援助 ③精神的安心の確保: 精神的な安心をもたらす援助・予防活動

精神的安心の確保は、その後のPTSDや様々な問題を予防する大切な危機管理行為である。

- 危機管理体制については、「在外教育施設安全対策資料【児童生徒の在校時編】」「【児童生徒の登下校時編】」「【事例集編】」にまとめられており、本編では、危機的状況に際して、あるいは学校教育活動の中で 実施する心のケア活動に必要な知識や方法、事例を取りまとめる。

#### 2. 心のケアとは

た機的出来事などに遭遇した為に発生する心身の健康に関する多様な問題を予防すること、あるいはその回復を援助する活動を心のケア(活動)と呼ぶ。心のケアを行うには、人間の心身のメカニズムや回復を援助する方法について正しい知識を持つこと、人間の心を大切にする心構えが必要である。

一般に心身に不快な反応をもたらす悪因をストレッサーと呼ぶが、人生において出会う出来事は、全て生活環境ストレッサーとなる。

- 海外の異文化社会における生活では、気候風土、言語や生活習慣並びに治安や健康管理など様々な問題が生活環境ストレッサーとして加わることになる。

健康な人間の心身は、これらの生活環境ストレッサーに対し対処できるメカニズムを持っているが、これらのストレッサーに対して適切な対応ができなかったり、ストレッサーが個人の対処能力を超えているときに、 心身にはストレス反応と呼ばれる様々な症状が現れる。ストレス反応は、誰もが経験する自然な反応といえるが、ストレス状態が長期間継続する場合、心身に様々な疾患や障害が発生する。

特に、個人の生命の脅威となるような衝撃的な出来事は、外傷性ストレッサー(外傷体験)と呼ばれ、その体験が過ぎ去った後も、その体験の記憶が精神的な影響を与え続けることがある。このような精神的な後遺症をPTSD(Post Traumatic Stress Disorder外傷後ストレス障害)と呼ぶ。危機的出来事などに遭遇した場合は、PTSDだけではなく、悲嘆、うつ、心身症、閉じこもりなど、心身の健康に関する多様な問題が発生する。このような状態の人には、その回復を適切に援助する心のケアが必要となる。

ベトナム戦争の帰還兵の戦争後遺症に関する研究からこの分野の研究が進み、予防的活動、早期から長期にわたるケア活動の継続がダメージからの回復に大きく寄与するとされ、危機的事態における心のケア 活動の重要性とその予防体制の充実が次第に図られるようになってきた。



#### 内閣府認可メンタルケア協会

1993年(平成5年)原廃義執大学医学部出身の医師たちにより設す



あなたがいたから
笑顔になれた。

心に寄り添い「温かな対話」 で人を癒す『心の訪問ケア (アウトリーチ)の専門職』



笑顔を取り戻すこと それが心理職「精神対話士」の仕事です。 報酬を得て活動します。



「こころの時代」に必要なのは、 人の話を聴く力です。

顧問 養老 孟司 東京大学名誉教授

精神対話士ってどんな資格?

どんな人が 資格をとって いるの?

資格を 取る には?

講座 日程 受講者の声

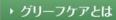




文字サイズ: 小標準 大

サイトマップ

ブライバシーポリシー



- ▶ 協会概要
- 認定講座について
- よくある質問・お問い合せ
- 支援活動

グリーフケアアドバイザーを 目指す方へ

>> 詳細はこちら

悲嘆回復ワークショップ 一緒にながれるままに涙を流しましょう

#### 日本グリーフケア協会 事務局

〒202-0022

東京都西東京市柳沢5-15-26

一般社団法人日本グリーフケア協会



お問い合せ

#### 死別の悲しみについて 悩みに応えていきたい方へ

#### ケアをする 人になりたい

グリーフケアアドバイザー(R)認定講座を 開催しています。(18歳以上の方)

2級(初級) 1日間 1級(中級) 2日間 特級(上級)2日間※

※1級修了者で協会推薦を受けた方

#### ケアを 受けたい

各地で悲嘆回復ワークショップを 開催しています。 分かち合い+特製ワークシートで 心の整理をお手伝いします

CLICK

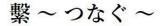
CLICK

#### 講演・レクチャー をしてほしい

会社、自治会、病院、学校、団体等の研 修会、学習会の講師をいたします。 専用フォームをご利用ください。

CLICK





http://tsunagu-ito.com/







2020.02.05 2月限定『看取りズム講座』無料体験会

2020.01.26 オンライン体験会がスタートしました!

2020.01.16 MITORISM(みとりずむ)講座 (無料体験会) 開催します。

2020.01.05 2020年のごあいさつ

2019.12.16 相談予約方法が変わりました

グリーフケアと は 繋~つなぐ~が お届けする心の ケアサービス

お知らせ一覧 >

大切な存在を 失った方々へ 闘病中の方・介 護をされている 方々へ

『いのち』と向 き合っている専 門職の方々へ 出前講座について





# 福祉と環境の統合の時代へ 企業の動き

#### mont-bell

ホーム > モンベルについて > モンベル 7つのミッション

#### モンベル 7つのミッション

- 1. 自然環境保全意識の向上
- 2. 野外活動を通じて子供たちの生きる力を育む
- 3. 健康寿命の増進
- 4. 自然災害への対応力
- 5. エコツーリズムを通じた地域経済活性
- 6. 一次産業(農林水産業)への支援
- 7. 高齢者・障害者のバリアフリー実現

1975年の創業以来、モンベルはアウトドア用品の企画・製造・販売の領域を越えて、さまざまな分野にその活動 範囲を広げています。そして、その中でモンベルだからこそ果たせる使命があると考えています。

#### 自然環境保全意識の向上



自然環境を守ることこそ、私たちの最も大きな使命だと考えています。健 全な自然環境なくしてアウトドア活動の存在はありません。美しく、時に は厳しい自然環境に身をおき、肌でその大切さを実感することで、人もま た自然の一部の存在であり、人が自然に生かされていることに気づかされ るのです。

#### 野外活動を通じて子供たちの生きる力を育む



大自然の中でのアウトドア活動を通じて、生きる知恵や勇気が育まれます。小さな「冒険体験」の中にも、未知への挑戦心と危機管理が求められます。とりわけ、子供たちの原体験は、その後の人間形成に大きな影響を及ぼすことになると考えています。モンベルは「川の学校」をはじめ子供たちの野外体験を応援しています。

#### 健康寿命の増進



日本人の平均寿命が年々上昇していることは喜ばしいことですが、天寿をまっとうする間際まで元気に暮らすことが、人生の質「Quality of Life」を高めると考えています。

高齢者の週1回の登山が健康に貢献しているという体力調査の結果などもあり、今後いっそうアウトドア活動が注目を集めると思われます。

#### 自然災害への対応力



1995年に発生した阪神淡路大震災以来、モンベルは「アウトドア義援隊」を結成して被災地支援を行ってきました。東日本大震災や熊本大震災への支援活動を通じて、衣食住を支えるアウトドア用品やアウトドア体験が、サバイバルをかけた災害時の対応に役立つことが実証されています。

#### エコツーリズムを通じた地域経済活性



2008年の鳥取県大山町を皮切りに、農山村地域にモンベル直営店をオープンし、地域社会との連携をはかってきました。

都心部への一極集中が進み、疲弊する地方経済の活性化のための手段の一つとして「エコツーリズム」が挙げられます。「エコツーリズム」では「環境保全と利活用」の繊細なバランスが問われます。節度ある施設開発を前提にアウトドア観光ビジネスを推進し、自然環境資源を守りつつ地域経済に寄与します。

#### 一次産業(農林水産業)への支援



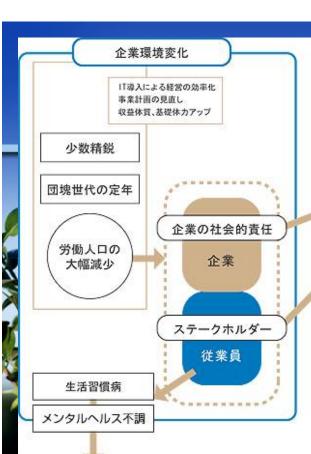
モンベルは、「フレンドエリア」との提携を進める中、地域の生産者から モンベルクラブ会員の皆さんに安全安心な食材をお届けする「フレンド マーケット」を提案しています。一方で、おしゃれで快適な農業ウエアの 開発を進めており、これらの事業を通じて若者の農業定着の一助としたい と考えています。

さらに、荒廃する森の再生を促す、安全便利な林業用品の開発をアウトドア用品のノウハウを生かしながら、林業に従事する皆さんの要望を具現化する作業が進められています。

#### 高齢者・障害者のバリアフリー実現



1991年、奈良県の社会福祉法人と共同で日本初の障害者カヌー教室を開催。将来、国体やオリンピックで健常者と互角に競い合える選手の登場を予感させるイベントでした。そして、2016年のリオ・パラリンピックでは、いよいよカヌーが正式種目として加えられました。身体に障害をもつ人たちが生き生きと暮らせるよう、さまざまな団体と連携して、バリアフリー社会の実現を目指します。



健康保険組合 企業 か率的な生産活動 健康保険組合 ののでは、保健事業

健康経営

効果的な健康づくりが 実践される環境整備





企業経営に悪影響

従業員の心身の健康が損なわれる。

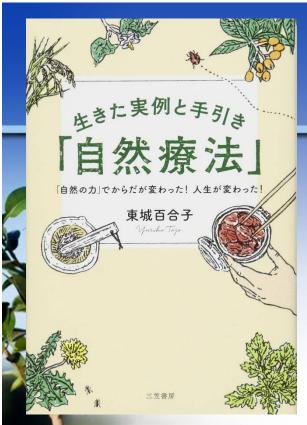
社会的信用の

失墜

生産活動の低下

事故・不祥事の発生

企業を支える従業員一人一人の健康が 損なわれることによって、 人が集まって形成される法人、 すなわち企業そのものの 健康も損なわれる。

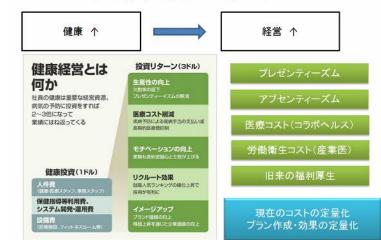








#### 健康経営の考え方







# 福祉と環境の統合の時代へ 2022年問題



## 2022年に何が起こる? 生産緑地と2022年問題



- ▶ 都市計画により市街化区域となっている地域は、市街化を進めることを前提とした地域となり、農地などの緑地についても宅地に転用するように進められている。
- ▶ 宅地ばかりになってしまうと環境悪化などの問題が起こることになるということから、1991年に生産緑地法が改正され、市街化区域の中に農地として保つべき生産緑地と、宅地化を進める農地に区分することになった。
- ▶ 生産緑地は税制面等で優遇される代わりに30年間は農地 以外に利用することが出来ないという制限が課せられて いる。
- ➤ その期限となる30年が2022年となり、2022年に生産緑地 の解除を受けて宅地に転用する土地が急増し、不動産の 価格が大きく下がるのではないかと言われている。
- ▶ 全国に生産緑地地区として指定された農地は約1万3000へ クタールあり、約8割にあたる1万400へクタールが2022 年に30年の期限を迎える。

https://sumaity.com/land\_usage/press/389/

負担調整措置(最大で前年の1,1倍) を農地として適用

一般農地

農地として評価・課税

生產緑地



農地として評価・課税

一般市街化区域農地



宅地並み評価 農地に準じた課税

特定市街化区域農地



宅地並みの評価・課税

市街化区域での区分



生産緑地

一般市街化区域農地

特定市街化区域農地

農地として評価・課税

宅地並みの評価 農地に準じた課税

宅地並の評価・課税

1 ㎡当たりの課税標準価格平均

1 m当たりの課税標準価格平均

1 ㎡当たりの課税標準価格平均

約 68 円

約 4,200 円 約 13,000 円

https://chester-fudosan.jp/case/326.html





#### ■1992年からの生産緑地法で生産緑地地区に指定される土地について

法律が適用される地域	三大都市圏(首都圏・近畿圏・中部圏)の特定市(茨城県・埼玉県・東京都・千葉県・神奈川県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・愛知県・三重県の一部都市)	
指定されるための条件	<ul><li>・公害又は災害の防止、農林漁業と調和した良好な生活環境の確保 に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地に適している</li><li>・500平方メートル以上の規模がある</li><li>・農業の継続が可能な条件を備えている</li></ul>	
指定された場合の 制限と優遇策	・農地としての管理が義務付けられ、30年間は営農以外の行為が制限され、営農に関係のない建築等や宅地の造成ができない ・固定資産税は住宅地ではなく農地課税が適用される ・相続税等納付猶予制度を用いることで、営農をやめるまで納付が 猶予される(20年間営農すれば猶予税額は免除される)	
営農をやめる条件	以下のいずれかに該当するとき ・指定告示日から30年経過したとき ・主たる従業者が死亡したとき ・主たる従業者がなんらかの故障によって農業に従事することが困 難となったとき	

https://smtrc.jp/useful/expert/2022problem.html

#### ■2017年4月に成立し、2018年4月から施行された生産緑地法の改正内容

	改正点	改正前	改正後
	生産緑地地区の面積 要件と行為制限	・500平方メートル以上 ・生産等に必要な施設のみ	・300平方メートル以上 ・直売所や農家レストラン等の設置が可能
	特定生産緑地指定制 度の創設		・特定生産緑地の指定により、買取申出期間を 10年先送りにできる。10年経過後に再度指 定を受ければ、さらに10年延長が可能 (利害関係者の同意を得て市区町村が指定)
	田園住居地域の創設		<ul><li>・用途地域に追加される。建築規制、農地開発規制の適用がある</li></ul>

https://smtrc.jp/useful/expert/2022problem.html

#### 2022年に起こること

生産緑地の期限切れ



• 時価下落の恐れ



#### 生産緑地制度とは

- 固定資産税の軽減
- 相続税の猶予
- 建築行為の制限

#### 2022年問題の疑問

• 収益物件に適さない



• 銀行の融資が難しい



#### 生産緑地による影響

- ファミリー向け賃貸増
- 安い新築増
- オーナーのリスク増

土地の固定資産税は農地並みに軽減 相続税の納税猶予 生産緑地の指定を受けると建築物を建て るなどの行為が制限

- ◆ 生産緑地の期限が切れることによる影響
- ◆ファミリー向け賃貸住宅(駐車場付)が増える
- ◆ 安い新築住宅が増える
- ◆郊外に不動産を所有している人にとってはリスクに

https://fudosan-pro.me/topics/1/





- ◆ この30年という期限を迎えたとき、農地所有者が病気・高齢などを理由に農業に従事できなくなった、又は死亡などの場合に、所有者は市区町村の農業委員会に土地の買い取り申し出を行える。
- ◆ この買取り申し出に対し自治体は、特別の事情がないかぎり時価で買い取るものとされているが、市区町村が買い取らなかったり、生産緑地として他に買う者がいない場合には、この生産緑地指定が解除される。
- ◆ ただ実際のところは、自治体による買い取りの実績はほとん どみられないのが実情。
- ◆ 生産緑地の指定が解除され固定資産税が従来の100倍以上になると、その税負担に耐え切れず、農地所有者は土地を売却することを検討せざるを得なくなり、そこにハウスメーカーやマンションデベロッパーなどが買主として登場することは容易に想像できる。
- ◆ その結果、大量の戸建て用地・アパート用地・マンション用地 が市場に出回り、不動産市況に悪影響を及ぼすという推測 が冒頭の「生産緑地の2022年問題」だ。

https://legalservice.jp/topics/19361.html



# 国道16号線沿いの団地



SDGs×生物多様性シンポジウム「未来を創る食農ビジネス」 寺島実郎スライドより抜粋



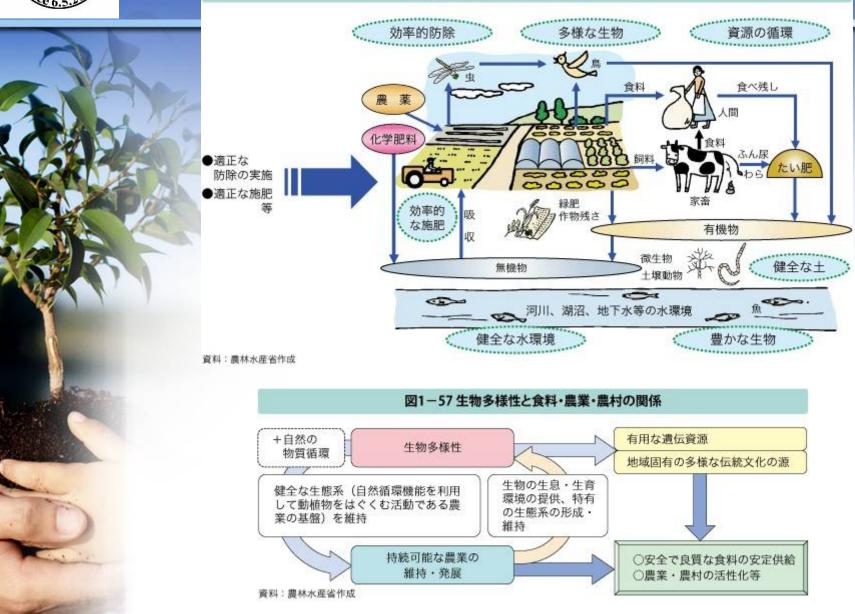


福祉と環境の統合の時代へ 農福連携



# これまでの農林水産省

図1-58環境保全を重視した農業生産





#### JA com 農業協同組合新聞

2009年

トップ ニュース アグリビジネス 新製品 統 計 JA広報誌便り

イベント man・人・woman シリーズ 農業協同組合研究会 人事速報

特集

トップ>特集>記事

#### | 農作業が認知症の治療に効果

□ 一覧に戻る

士に触れることで忘れていた記憶につながる「農作業が認知症の治療 に効果」

| 医療法人社団松弘会 トワーム小江戸病院

認知症患者のリハビリテーションに農作業などの園芸療法を取り入れ効果をあげている病 ほかある

「今日はゴーヤの苗を植えてます。ゴーヤを食べたことがありますか…」と10人ほどのお年寄り に話しかけると、食べたことがあると大きくうなずく人や「知らないなあ」と返事が返ってくる。 数人のお年寄りがスコップで土を掘り、ゴーヤの苗をもらい植えていく。職員さんと話しながら 植える人、黙々と作業する人などさまざまだが、みんななんだか嬉しそうだ。



#### ◆嬉しそうに苗を植える認知症の患者

「今日はゴーヤの苗を植えてます。ゴーヤを 食べたことがありますか…」と10人ほどのお 年寄りに話しかけると、食べたことがあると大 きくうなずく人や「知らないなあ」と返事が返っ てくる。

数人のお年寄りがスコップで土を掘り、ゴーヤの苗をもらい植えていく。職員さんと話しな

がら植える人、黙々と作業する人などさまざまだが、みんななんだか嬉しそうだ。後ろで見ていた人が「水をやらないと枯れちゃうよ」と何度も大きな声で叫んだり、 けっこうにぎやかだ。如雨露で苗に水をやり、やっとひと段落だ。

今度はジャガイモを掘る。「〇〇さん、ジャガイモ掘ってみたい…」「うん、掘る」というような会話を交わしながらジャガイモ畑へ。後ろで見物を決め込んでいた人もみんなが楽しそうに掘っているので、自分も掘りたいと参加する。車椅子だから参加できないが、みんなの作業をニコニコと嬉しそうに見ている人もいる。

作業が終わるとリハビリ農園の真ん中にある休憩所で、お茶を飲みお菓子を食べながら歓談だ。

リハビリ農園には、さつま芋やカボチャ、ナス、枝豆などのほかヒマワリなどの花も植えられている。枝豆はもうすぐ収穫できそうだし、カボチャも実つけている。

(写真)ゴーヤの苗を植える患者たち

#### ◆土に触れることで体が覚えていた記憶が



園芸療法の効果として、患者は室内という閉鎖された空間にいるのでストレスが溜まり、「銅像」のように動かなくなり、患者同士が話をすることも難しくなるが、外にでてくつろぐことでストレスを発散し、会話ができるようになることがあげられる。

人の顔を見ても誰だか分からなくなった人が、土や植物に触れるとそれが刺激になって、「あの人は誰それさんだね」と記憶がつながることがあるという。

精神的に不安定で攻撃的になる人が、土を掘ったり草をむしったりすることで攻撃する気持ちが発散されるという効果もある。

この病院でも、認知症検査で紐を結ぶことができなかった男性が、トマトの苗を植えたあと苗を支柱に紐できちんと結べたケースもあるという。

その男性は小さいときにお母さんとトマトを植えたことがあり楽しかったという経験があった。その記憶を体が覚えていて紐を結ぶことができたのだろうという。そして、お母さんとの楽しい思い出を話したとも。

そうした記憶は「壷のなかにしまわれていて、健常人はすぐに思い出して使えるが、認知症の人はそうした作業ができないが、土に触れることで刺激を受け、記憶につながる」のだろうという。

#### ◆これからの研究・実践に期待が

この病院が開設して1年。200床の病床はほぼ満床だが、この1年で100人ほどが退院している。自宅に帰り、自分で食事ができ、トイレに行かれるようになり、家族の手助けを受けて入浴できるようになったからだ。

いまの医療ではまだ認知症が完治することはない。 園芸療法も音楽療法も薬による治療も、症状を「改善」したり進行を遅らせたりする効果があるということだという。



園芸療法の研究や体系化は日本ではまだ進んでいないというが米国では国家 資格ではないが「園芸療法士」の資格制度があり、園芸療法の体系化が進められ ているという。

土を耕し植物に触れることは、農耕民族である日本人の心を揺さぶる力があるのではないだろうか。農業が認知症の治療にさらに効果を発揮できるような研究と実践がさらに広がればと感じた。

(2009.07.08)





## Oノウフクとは

ノウフクは、農福連携を農業と福祉の連携よりも広い概念で捉えたもの。

ノウ=農林水(業・教育・文化)=「自然」

フク=障がい者・触法者・生活困窮者・高齢者等あらゆる人(多様性)=「人」

## OノウフクPROJECTとは

行政、生産者、事業所、地域コミュニティ、企業、コーディネーター、販売者、消費者などをひとつながりに結び、ノウフクのビジョンや情報の共有、販売、ブランディングまで、それぞれの取り組みが効果的に連動するようにデザインし、持続可能な共生社会を実現するプロジェクト。

https://noufuku.jp/about

Ver.7

# 福祉分野に農作業を

~支援制度などのご案内~







# はじめに

近年、人口減少や高齢化が進行する中で、福祉分野と農業分 野が連携した「農福連携」の取組が各地で盛んになっており、政 府が定めた「『日本再興戦略』2016及び「ニッポンー億総活躍プラ ン」(平成28年6月 閣議決定)では、農業分野での障害者の就労 支援等の推進の観点から、農福連携の推進が盛り込まれるなど 農福連携に対する関心が従来にも増して高まっています。

また、超高齢化社会を迎える中で、農業活動は、元気な高齢者 の活躍の場としてはもちろんのこと、認知症など介護を要する高 齢者の生きがい等の場としてのニーズが高まっています。

更に、2020年に開催が計画されている東京オリンピック・パラリ ンピックにおいては、持続可能な調達基準に「障害者が主体的に 生産に携わった農産物等」が加えられるなど、農福連携の取組を 後押しする動きも見られます。

こうした、農福連携の取組は、地域における障害者や生活困窮 者の就労訓練や雇用、高齢者の生きがいや介護予防の場となる だけでなく、高齢化や過疎化といった問題を抱える農業・農村に とっても、働き手の確保や地域農業の維持、更には地域活性化 にもつながり、より一層の推進が求められているところです。

本パンフレットでは、障害者や生活困窮者等の農業分野での 就労や、高齢者の健康・生きがいづくりへの農業の活用等を考え ている方々を対象に、厚生労働省、農林水産省で活用可能な支 援策等を取りまとめました。

皆様それぞれの状況に応じてご活用いただければ幸いです。

平成29年5月

#### 平成 19 年度農村生活総合調査研究事業報告書

# 農業分野における 障害者就労マニュアル



農林水産省経営局 独行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所

## 農業分野における障害者就労の手引き

一作業事例編一



平成20年3月

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所

# 農福連携の取組 実践事例集

平成31年4月 農林水産省

#### 目次

#### 1 農業経営体

- 1-1 京丸園株式会社
- 1-2 農園CuRA!
- 1-3 株式会社元気もりもり山森農園
- 1-4 合同会社竹内農園
- 1-5 株式会社HATAKEカンパニー
- 1-6 植村牧場株式会社
- 1-7 株式会社南風ベジファーム
- 1-8 特定非営利活動法人どり一む・わーくす
- 1-9 株式会社曽我農園
- 1-10 株式会社おおもり農園

#### 2 福祉事業所

- 2-1 さんさん山城(社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会)
- 2-2 社会福祉法人わたむきの里福祉会
- 2-3 社会福祉法人こころん
- 2-4 社会福祉法人無門福祉会
- 2-5 社会福祉法人くりのみ園
- 2-6 特定非営利活動法人ピアファーム
- 2-7 社会福祉法人白鳩会
- 2-8 特定非営利活動法人ぽんぽん船
- 2-9 株式会社九神ファームめむろ
- 2-10 医療法人直志会アミーゴ荘

#### 3 農業協同組合

- 3-1 めぐみの農業協同組合
- 3-2 フルーツ山梨農業協同組合
- 3-3 静岡市農業協同組合
- 3-4 長崎県央農業協同組合
- 3-5 北海道農業協同組合中央会

#### 4 特例子会社

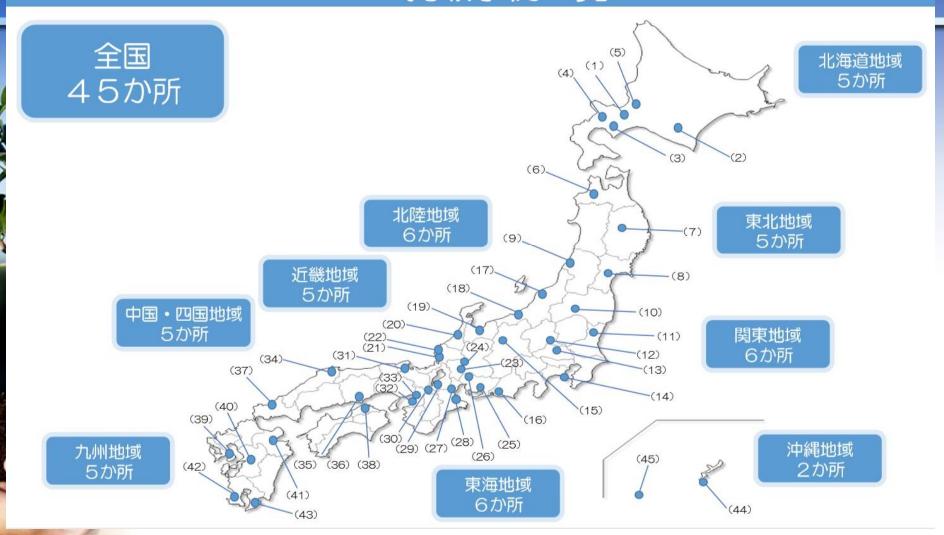
- 4-1 ハートランド株式会社
- 4-2 株式会社ひなり
- 4-3 株式会社JALサンライト
- 4-4 パーソルサンクス株式会社
- 4-5 株式会社キユーピーあい

#### 5 中間支援組織

- 5-1 NPO法人香川県社会就労センター協議会
- 5-2 NPO法人島根県障がい者就労事業振興センター
- 5-3 一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会
- 5-4 一般社団法人岐阜県農畜産公社ぎふアグリチャレンジ支援センター
- 5-5 新潟市あぐりサポートセンター

- ※本実践事例集の記載内容は平成31年3月時点のものである。
- ※平成28年4月1日に農地法が改正され、農地を所有できる法人の要件等の見直し及び農地法上の法人の呼称が変更されたため、農地を所有できる法人の呼称は 「農地所有適格法人」に統一している。したがって、設立時連携当時等の呼称と異なる場合がある。

# 掲載事例一覧







福祉と環境の統合の時代へ 自然と福祉の連携

#### 技術報告

#### TECHNICAL REPORT

# 都市緑地における自然観察プログラムと健康プログラムの連携実施が参加者の意識や心理に与える影響

#### 市東実里1)・古賀和子1)・西廣 淳2)・岩崎 寛\*1)

- 1) 千葉大学大学院園芸学研究科
- 2) 東邦大学理学部

**摘要:**植物や自然に対して関心の無い人に、地域の自然や縁地に関心を持ってもらうために、多くの人が関心を持っている「健康」に着目し、自然観察と健康プログラムの連携実施を試み、参加者の意識や心理面に与える影響について検証した。その結果、連携プログラムに参加することにより、元々関心のなかった参加者でも自然に対する興味が上がることや、自然観察に対して参加を企構での象を持つこと等が明らかとなった。よって、自然観察と健康の連携プログラムは新規参加者に対して有用であると考えられた。 キーワード:自然観察、健康プログラム、参加者意識、都市縁地

#### 1. はじめに

近年、都市公園や緑地では自然や植物に興味・関心をもってもらう、あるいは植物や自然への理解を深めることを目的とした自然観察会が盛んに行われている。しかし、参加者の多くは既に自然や植物に関心のある方であり、新規参加者の増加が課題となっている 10。一方、多くの人々が関心を持っている要素として「健康」があり、都市公園や緑地においても鑑賞を目的とする利用だけではなく、近年ではウォーキングやヨガなどの運動を目的とした利用が見受けられる 20。また、実際に緑地での運動が利用者の心身に有用であることも報告されており、例えば緑地におけるウォーキングは、緑地以外でのウォーキングに比べ、疲労を感じにくいことなどが明らかとなっている 30。よって、このような都市緑地における運動利用は、今後も注目されると考えられる。

そこで本研究では、多くの人に都市公園や緑地にある植物、 そして環境への関心を持ってもらうことを目的とし、そのきっかけとして運動を取り入れた「健康プログラム」を取り上げ、「自然観察プログラム」と連携して実施することによる 参加者への効果を、意識や心理面から検証することとした。

#### 2. 調査方法

#### 2.1 調杏振栗

調査は、東京都葛飾区にある都立水元公園で実施した。水

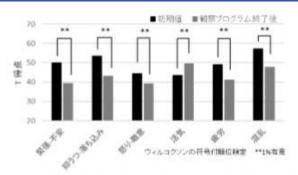
元公園は園内面積 145.0 haで、その中には、水生植物園やバーベキュー場、バードサンクチュアリー、はなしょうぶ園などがあり、植物種も多く、自然観察プログラムもよく実施されている都市公園である。今回は、自然観察プログラムと健康プログラムを連携して実施するために、各プログラム間の移動距離や時間等を考慮し、自然観察プログラムを水生植物園で、健康プログラムを芝生が広がっている中央広場で実施することとした(図-1)。

プログラムは 2016 年 11 月 23 日に実施し、午前に自然観察プログラムを、午後に健康プログラムを実施した。実施日の天候は曇りで、プログラム中の平均気温は 11.4 ℃であった。参加者は、一般市民を対象としたことから、公園内の掲示板や地域の公民館などにチラシを設置したほか、Facebookなど Web 上でも募集を行った。なお、募集は心理測定を実施する関係上、15歳以上の男女に限定して行った。その結果、10 代から 70 代まで合計 16 名 (男性 7 名、女性 9 名)を被験者として実施することとなった。

自然観察プログラムは、植物についての解説だけでなく、 公園の歴史や地形の解説なども取り入れた内容で実施した。



图-1 調查地「水元公園」



図・8 自然観察プログラム参加前後における感情の変化 (n=16)

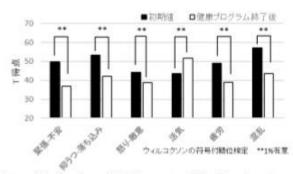
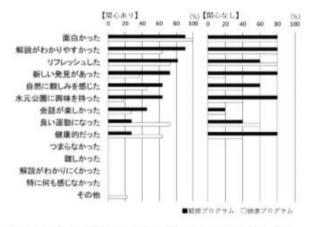


図-4 健康プログラム参加前後における感情の変化 (n=16)



**図-5** 各プログラムに参加したときの感想 (n=16. 複数回答)





#### 4. まとめ

本実験では、自然観察プログラムへの新規参加者の増加を 目的として「自然観察プログラム」と「健康プログラム」を 連携して実施した。その結果、自然観察プログラムは、参加 者にとって、面白さやリフレッシュを感じることができ、 POMS の結果からも心理的に良い効果があったことが明ら かとなった。また、健康プログラムと組み合わせることで、 自然観察プログラム自身にセラピー効果がある可能性が考え られるとともに、健康プログラムと組み合わせることで、よ り健康的な印象を持つ可能性があると示唆された。したがっ て、自然や植物に関心の無い人でも、「健康」に関心を持つ 人は多いことから、このような連携プログラムにより、新規 参加者の増加が期待できると考えられた。

また,連携することによる特徴をさらに活かすためには, 自然観察プログラムにおいては,観察だけに特化するのでは なく,セラピー効果の高い「散策」に「観察」を合わせた様 なプログラム構成が有効であると考えられた。健康プログラ ムにおいては,緑地の中で実施する特徴を活かし,運動だけ に集中するのではなく,自然を感じる要素を加えた運動プロ グラムを構成することが重要であると考えられた。

今回は一回のプログラムの結果であるため、今後も同様の 調査を実施する必要があるが、このような自然観察プログラ ムと健康プログラムを連携させることで、「健康」をきっか けとして、地域の自然や環境にも関心をもつのではないかと 考えられた。

# 技術報告 TECHNICAL REPORT

# 都市近郊湿地の健康増進を目的とした利用可能性の検討

古賀和子\*1)·岩崎 寛 2)·西廣 淳 1,3)

- 1) 東邦大学理学部
- 2) 千葉大学大学院園芸学研究科
- 3) 国立環境研究所気候変動適応センター

摘要:自然地の健康増進効果の検証は都市公園や管理された森林環境が中心に行われており、衛生面や安全面でネガティブな印象のある湿地や湖沼を対象とした研究はほとんど行われていない。そこで本研究では都市近郊の遊水地において、近隣勤務者の利用状況に関する質問紙調査と散策利用による心理的効果の評価を行った。質問紙調査から遊水地利用者の属性や利用状況などが明らかになり、アクセシビリティなどの課題を改善することでより利用が活発になる可能性が示唆された。また心理評価の結果から、臭いや安全性への懸念があるものの、利用により十分な心理的効果が得られることが明らかとなった。

キーワード:都市緑地、湿地、健康、ストレス、メンタルヘルス

水地は静岡市内を流れる巴川流域に位置する約 200 ha に及ぶ洪水調節用の広大な湿地であり、昭和 49 年の豪雨を契機に巴川流域総合治水対策事業の一環として整備が進められてきた。これまでの治水事業により埋土種子が掘り起こされた結果、希少植物などが甦り多くの動植物が生育・生息する湿地となっており、絶滅危惧種のオニバス(Euryale ferox Salisb.)やミズアオイ(Monochoria korsakowii Regel et Maack)が生息する市街地に近接した貴重な緑地空間となっている 6。

本研究では、麻機遊水地の利用概況を把握するための質問 紙調査と散策利用による心理的効果を評価するための散策プログラムを実施した。研究方法の詳細を以下に示した。





### 4. まとめ

本研究では、麻機遊水地の健康増進活動への利用可能性を 検討することを目的に, 近隣勤務者を対象とした利用状況の 調査と,一般市民を対象とした心理調査を行った。質問紙調査 の結果、休日か勤務日かを問わず麻機遊水地を利用しない群 には、そもそもの緑地への選好が低い群と高い群が存在し、緑 地への選好が低い群には、イベントなどをきっかけに利用を 促進する方策が有効であり、 選好が高いにもかかわらず麻機 遊水地を利用しない群に対しては、利用時に想定される不自 由さの解消が利用促進に繋がる可能性が示唆された。また心 理調査の結果から、臭いや虫への懸念がある湿地であっても、 有意に負の感情を減少し、都市公園や森林で行われた先行研 究と矛盾しない結果を示した。勤務者の主観的ストレス感の 結果から、麻機遊水地の近隣勤務者には、メンタルストレス改 善への潜在的ニーズが存在していると思われ、事業者側が麻 機遊水地の自然資源を勤務者のストレスマネジメントに利用 する施策を積極的に打ち出すことにより、 職場のメンタルへ ルスの向上, ひいてはその波及効果として医療や福祉の質の 向上を目指すことが可能であると考えられた。

東邦大学理学部 准教授

# 麻機遊水地

てきた。 雨の際、 めて緩やかな河川であるため、 を流れる河川である。河床勾配は 岡市の四七%を占め、 (平均一/二、一六六) であり、 市の面積の七・六%にすぎない。 七・九八畑の二級河川である。 しかし流域人口は約三四万人と静 面積は約一〇五㎞であり、静岡 巴川は静岡市を流れる全長一 七五〇~一/五〇、〇〇〇 しばしば水害をもたらし 人口密集地 極

内を流れる巴川、 雨量五〇八㎜が記録され、静岡市 ら八日にかけての二四時間で連続 豪雨では、一九七四年七月七日か 雨」による被害がある。この集中 記録的な水害として「七夕豪 安部川では各所

> 「麻機遊水地」である。 整備が決定された施設の一つが な治水計画が策定され、その中で 害が生じた。これを契機に総合的 万四、一四三戸という大規模な被 水一万一、九八一戸、 全壊・流出家屋数三二戸、 土砂災害が発生し、死者二七名、 で決壊・氾濫が生じるとともに 床下浸水一 床上浸

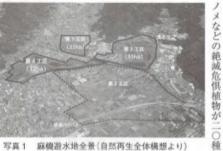
> > オニバス、

タコノアシ、

オオアブ

水位が低下するまで貯留される構 から遊水地内に水が入り、河川の 堤となっており、洪水時にはここ 部分のみ他よりも高さの低い越流 囲を堤防で囲まれ、河川と接する している(写真1)。遊水地は周 現時点では合計約一一〇haが完成 ら第一工区の整備事業が開始され 〇年から第三工区、二〇〇〇年か 五つの工区から構成されており、 一九七八年から第四工区、 麻機遊水地は周囲堤に囲まれた 一九八

> 公園区域にも設定されている。 理する河川用地だが、第一・三工造である。遊水地は県が所有・管 区の一部は静岡市の都市計画上の 麻機遊水地内には、ミズアオ



定された。 には日本の重要湿地五〇〇にも選 以上生育する。 物相の存在を根拠に、二〇〇一年 も飛来する。この豊かな湿地生 また稀にコウノ

整備と農業の近代化に伴う水田環 どの施設による治水の発達、 現在では、氾濫原の生物の多くが 化・工業化に伴う は洪水などによる撹乱が必要な生 来の生育場所とし、存続のために 絶滅危惧種となっている。 影響で大幅に減少した。その結果 境の変化、水田耕作の放棄などの 原の生物のハビタットは、ダムな 物である。全国的にみると、氾濫 の生物は、 麻機遊水地を特徴付けるこれら 河川周辺の氾濫原を元 土地改变、 都市 圃場

化される以前は近代化された水田 として利用されてきた。 麻機遊水地の大部分は、遊水地 遊水地整





然再 な情報共有の機会を多く設け とが重要だろう。 生事業 0 推進 で は、 3 0 よう るこ

# おわりに

物多様性の保全に寄与すると 遊水地で目指している姿は、 生物多様性保全のための として保全された」 下 な目的での活動が、結果とし や健康という(生物多様性よりも れてきた(図2上)。一方、 門的視点から評価し、それを一般 ての保全」モデルのもとに進めら 実現するといういわば「目的とし に広めて参加者を増やし、保全を の多くは、生物多様性 )0 ならに、 ルで表すことができる 社会で共有されている) 福祉や健康の価値をさらに まで、 自然再生事業を含め このように 自然 の価値を専 取り 0 多様 存在 図2 結果 麻機 いう て生 福祉

になる 0 方法を誤るとさまざまな 源泉である生物多様性 自然を利活用する

> る。 ことにな 果として 活用の結

は、生物 を実現す 目的としての保全

るために

多様性の

研究者の

生物多様性 多様な主体と 共有・連携 の価値評価

の保全」

結果としての保全

多様な目的による活動

保全の実現

自然の価値の

多様性保全を目的とするモデル(上) と結果とするモデル(下)

部は、 九年度) (代表: 様性・防災・社会的価 おけるグリーンインフラー 五〇四「人口減少 関与が欠 なお、 環境研究総合推進費四 中村太士、 かせ ここで紹介した内容の の一環として行 な 0 気候変動下に 平 成二七一二

I

値

評

生物多

われた。

にし ひろ

toho-u.ac.jp/sci/env/coneco/ 草原を主な対象に、 会理事、応用生態工学会幹事。湿地や 二〇一三年四月から現職。 東京大学農学生命科学研究科を経て、 国土技術政策総合研究所環境研究部 建設省土木研究所環境部、 した自然再生事業に関与している。研 ウェブペー ジは 市民や行政と連携 http://www.lab 日本生態学 国土交通省

いうフィー

ドバ

ックが形成され

そのことが広く共有されると

維持がより持続的で

確実なも

0

生物多様性保全と人間





# 麻機遊水地における福祉と健康を含む多目的活用と 生物多様性保全

Biodiversity Conservation and Multipurpose Use Including Welfare and Health Promotion in Asahata Retarding Pond

西廣 淳 Jun NISHIHIRO 国立環境研究所気候変動適応センター

#### 1. 人のかかわりと生物多様性

#### (1)「健康」というキーワード

生物多様性の保全は、持続可能な社会の構築に向けた重要な課題として世界的に認識されている。しかし、保全を主目的とした活動に労力や資金を提供できる個人や事業者は限られている。それと比較し、福祉や地域活性化は重要性の認識がより幅広く認識されやすい課題であり、企業のCSR活動の内容として福祉支援が選択されることも多い。また、余暇の使い方として自身の健康増進に資する活動の割合は増加している<sup>1)</sup>。福祉や健康という課題は、生物多様性保全よりもはるかに一般に受け入れられている課題といえる。

生物多様性保全への取組みと、健康・福祉といった一般 的な認知度の高い課題への取組みは、必ずしもトレードオ フになるとは限らない。福祉や健康に資する活動が結果と して生物多様性保全に寄与することも、プログラムの工夫 によっては可能である。特に低湿地、草原、二次林など、 人為の関与によって保全される自然では、その好循環がつ くりやすい。

福祉や健康を入り口とした多様な主体の関与によって保 全されていると考えられる生態系の例として、静岡の麻機 遊水地の事例を紹介する。 り大幅に失われた。また氾濫原の生物の代替ハビタットとして機能してきた水田は、乾田化や農薬の多用といった近代化により、氾濫原の生物の生息環境としての機能が低下している<sup>23</sup>。その結果、ミズアオイ、オニバスなどの撹乱依存性の植物や、ゲンゴロウ、メダカ類などの浅い水域や一時的水域を利用する動物が全国的に減少している。

平野部での開発が高度に進行した現代の日本において、 氾濫原の生態系を維持できる場の一つとして遊水地が挙げられる。洪水の時だけ河川と連結し、平常時は湿地となる遊水地には、氾濫原の生態系が成立するポテンシャルがある。 また遊水地は河川勾配の緩い平野部に設けられることが多いため、都市域や都市近郊に立地する場合が多い。そのため、 縁地・自然地として公園的な機能を担うことも期待できる。

#### (3) 遊水地における生態系管理上の課題

遊水地の生物多様性や生態系機能の維持には、適度な撹乱が必要である。本来の氾濫原であれば、洪水が、ある場所では地形の浸食、また別の場所では土砂の堆積をもたらし、全体として複数のタイプの生物群集が動的なモザイクとして維持される³³。これに対し遊水地では、強い撹乱は越流堤付近のごく限られた場所でしか生じず、大部分では洪水で運ばれてきた土砂と栄養塩の堆積だけが進行しがちである。遊水地内での植生遷移の進行は、氾濫原固有の生物組や生態系サービスの損生げかれてなく。樹林の拡大に



#### (2) 関わりの相乗効果

利活用により草刈りや土壌の耕起が行われると、人が立ち入りやすくなり、さらなる利用が促進されることが期待できる。さらに、ミズアオイ池などを巡る散策プログラムが参加者の心理状態にもたらす効果を検証した実験からは、散策が緊張、抑うつ、怒り、疲労などのネガティブな感情の有意な低下をもたらすことが示されておりが、適度な撹乱のある遊水地が健康の回復や増進に役立つ場所となっていることが示唆されている。また福祉の目的で活動に参加した人が、活動の際に希少種の生育など生物多様性に関する情報に触れたことで新たな関心を得て、別の活動にも協力する事例も生じている。適切な利用が呼び水となり、新たな関係性が生まれることが期待できる。

遊水地に関わる多様な主体の情報交換は、「麻機遊水地保全活用推進協議会」やその下部組織(部会)で行われている。これは自然再生推進法に基づく法定協議会であり、発足当初の2004年は、団体会員17、個人会員18という構成員だったが、2014年ごろから参加者が急増し、現在では団体会員85、個人会員37の組織と、約3.5倍の規模になった。これは初期の生物多様性保全を前面に出していた時代から、福祉や教育に主眼をおく活動が目立つ時代への変化と対応している50。

元来は治水施設として整備された遊水地が、福祉や健康 増進を含む多様な利活用の場となることにより、多様な主 体を呼び込んでいる。将来的には地域活性化の拠点となる ことも期待できる。生物多様性を含め自然資本の価値を損 なわない利活用のあり方の検討や、その関係者間での共有 が、今後さらに重要になるだろう。

# まとめ

# 福祉と環境の統合が日本の生き残る道

持続可能で健全な社会を作るには、健康で 文化的で自然が豊かな環境が重要になる。 その社会を支えるのは人である。地域循環 共生圏の要となる人の心のケアが行き届い ていれば、健全な社会成り立つのである。